

信託セミナー

令和6年度税制改正について

財務省主税局税制第三課課長補佐 岡 本 憲 治



— 目 次 —

はじめに

1. 令和6年度税制改正の全体像
2. 公益信託に関する税制改正
3. 所得税・個人住民税の定額減税
4. 賃上げ促進税制の強化
5. 戦略分野国内生産促進税制・イノベーションボックス税制の創設
6. スタートアップ・エコシステムの抜本的強化

7. 子育て支援税制・扶養控除等の見直し

8. 地域・中小企業の活性化

9. 国際課税

10. プラットフォーム課税

11. 外国人旅行者向け免税制度

12. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

13. インボイス制度

はじめに

財務省主税局税制第三課の岡本と申します。本日は、このような説明の機会をいただき、ありがとうございます。

本日は令和6年度税制改正の内容を中心に、ご説明をさせていただきます。

冒頭に「令和6年度税制改正の全体像」についてお話しした後、まずは公益信託に関する改正を説明、その後、定額減税や、賃上げ促進税制といった税制改正の内容について説明いたします。

1. 令和6年度税制改正の全体像

まず、令和6年度税制改正の全体像について説明いたします。デフレから完全脱却することが政府全体として大きな目標となっておりますところ、この目標を達成するため、令和6年度税制改正においては、物価上昇を乗り越える構造的な賃上げと、成長力の強化・高度化に資する投資の拡大という2点を両輪として、消費と投資の力強い循環につなげていくべく、様々な措置を講じております。

具体的には、資料3頁の図のとおり、「成長と分配の好循環」のうち、まず「分配」の部分については「構造的な賃上げの実現」を目指し、国民に対しては、いわゆる定額減税

の措置を講じ、また企業に対しては賃上げ促進税制の強化の措置を講じております。一方、「成長」の部分については「生産性向上・供給力強化を通じた潜在成長力の引上げの実現」を目指し、ハード面では戦略分野国内生産促進税制を講じ、ソフト面ではイノベーションボックス税制を講じたほか、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化についても措置を講じております。

また、資料4頁の図のとおり、令和6年度税制改正では、デフレからの完全脱却を最重要課題と位置付けたうえで、その他にもデジタル化・キャッシュレス化、地域・中小企業の活性化等といった様々なテーマに向けて措置を講じております。

資料5頁は、一般会計税収の推移です。現状、税収は大きく見て増加傾向にあり、近年では所得税や法人税よりも消費税が大きなウエイトを占めるようになっていきます。

資料6頁は、一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移です。新型コロナウイルスの関係もあり、令和2年度に歳出がかなり増えていることがわかります。また、先ほど税収が伸びていると申し上げましたが、歳出も併せて増加傾向にあり、歳出と税収の差は未だ開いているのが現状です。

2. 公益信託に関する税制改正

公益信託改革については、内閣府における制度改正の検討を受けて税制を措置したものであり、今回説明する中にも内閣府の所管事項が多くなると思います。資料8頁では制度改革の内容を簡単に説明しています。

公益信託は、大正11年に制定された「公益信託ニ関スル法律」（公益信託法）に基づく

制度ですが、これまで大きな改正が行われていないままであり、規制色が強い制度になっております。具体的には、課題が3点あります。1点目は、主務官庁による許可・監督制度の下にあり、例えば奨学金系であれば文部科学省といったように、主務官庁毎に許可の基準が異なるという点です。2点目は、公益信託の許可審査基準等により、事実上、助成などを目的とする金銭の給付に限定されており、例えば、美術館の運営等といった積極的な信託事務ができないという点です。3点目は、公益信託の許可審査基準等により、事実上、受託者が信託会社に限定され、担い手の多様性が確保されないという点です。

以上の課題を解決するため、法制審議会信託法部会において議論が行われ、その結果、いわゆる主務官庁制による許可・監督制度を廃止し、統一的な行政庁が公益信託を認可・監督すること、信託財産を金銭に限定せず不動産等も対象にすること、信託会社に受託者を限定しないこと等を内容とする答申が行われました。

答申から少し間が空き、今般、新しい資本主義の観点から、公益法人の在り方について見直しが行われることになりました。これを踏まえて公益信託も一緒に議論することとされ、公益信託制度を公益認定制度に一元化し、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可を行う仕組みとなるように制度を構築するという方向で検討が行われました。

資料9頁では、公益信託の改革に至る経過について簡単に示しています。若干繰り返しますが、まず、大正11年に旧信託法に基づいて現在の公益信託法が制定された後、平成18年に新信託法が制定されました。当時は、公益法人も、各省庁がそれぞれ所管して

いるといった、現状の公益信託に似た状況にあったのですが、抜本的な改革を行い、現行の公益法人制度になっております。一方、公益信託については、一旦公益法人制度改革の様子を見ることとなり、衆・参両院の附帯決議において、「先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性の取れた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと」とされました。その後、先ほど申し上げたとおり、平成31年2月の法制審議会信託法部会における答申、令和4年10月からの内閣府「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」での議論を経て、今回の改正に至ります。

資料10頁では、新しい公益信託制度のポイントについて説明しています。改正のポイントの1点目は、信託事務、財産の範囲の拡大です。金銭のみならず、美術品や土地等も信託財産の対象となりました。また、これまで育英資金の給付や奨励金といった金銭の給付に限定された信託事務について、例えば学生寮や美術館の運営もできるようになりました。2点目は、受託者の範囲の拡大です。事実上、信託会社や信託銀行に受託者が限定されておりましたが、自然人でも受託者に就任できるようになりました。3点目は、主務官庁制の廃止です。公益法人と同一の行政庁である内閣府において、一元的に認定を行うことになりました。

続いて、税制についての説明に移ります。資料11頁は、公益法人および公益信託に係る、令和6年度与党税制大綱における記載をまとめたものです。公益法人については、例えば収支相償原則等、公益法人として公益活動に資金を活用することを目的とした規制について、ある程度の自由度を高める見直しをして

おりますが、これらの見直し後も、これまでの税制を引き続き認めてほしいといった要望を受けて、これを認めることとしました。また、所得税関係では、公益法人の解散等の際、みなし譲渡所得税が非課税となる財産の贈与対象に、新しい公益信託を追加する措置を講じております。

また、公益信託については、公益法人制度と整合的な新公益信託制度とする観点で、公益法人並びの税制にしてほしいという要望がありました。現状、通常の公益信託の場合には税制上の優遇措置が適用されず、適用を受けるためには主務大臣等の一定の認定を受ける必要がありますが、上記要望を受け、新公益信託制度の下で内閣府が認可した全ての公益信託が公益法人並びの税制優遇を受けることとなる点が大きな改正点です。

資料12頁では、公益信託に関する税制について、もう少し具体的に説明しています。現行の公益信託は、主務官庁の許可により成立いたします。また、この公益信託の状態では一部の税制しか受けられないため、主務大臣の証明を受けて特定公益信託となり、さらに主務大臣の認定を受けて認定特定公益信託となります。一方、新しい公益信託においては、公益法人と同様に、内閣府公益認定等委員会等が認可を行いますので、これまでのような段階的な認可ということではなく、公益信託として一括で認可を受ければ、公益法人と同様の税制の適用を受けることができるようになりました。そのため、先ほど申し上げた主務大臣の認可事務は、今後はなくなることになります。

資料13頁では、新たな公益信託の消費税法上の取扱いについて説明しています。まず、従来型（助成型）の公益信託については、い

いわゆる消費税の課税売上が生じませんので、消費税の申告は生じないことが前提となります。その上で、新たな公益信託については、取り扱う財産が拡大され、金銭の助成のみならず新たに公益事業も可能になり、そういった場合には受託者に対して消費税を課税することとなります。さらに、信託財産ごとに、受託者の固有財産と区別して消費税法の規定を適用することになります。

もう少し具体的に説明します。消費税法において、物を売ったりすることによって得られる収入ではなく、例えば寄附などによって得られる収入等といった対価性のない収入（特定収入）が恒常的に発生し得る国や地方公共団体、公益法人等については、特定収入を原資とする仕入れについて、仕入税額控除を制限する仕組みが存在しております。図【消法60④の適用による調整（イメージ）】のとおり、通常は課税売上があり、収入部分については仕入税額控除が発生するのですが、特定収入による課税仕入れについては仕入税額控除を制限する調整措置が適用されます。公益信託が寄附を受け入れて事業を行う場合、この寄附を原資とする仕入れについて仕入税額控除を行ってしまうと、いわゆる免税仕入れを認めることと同義となってしまうため、新たに公益信託が事業を行う場合も、仕入税額控除を制限する調整措置の対象となりました。このように、いわゆる助成型でない新たな類型で事業を行う公益信託の場合には、消費税の対応が生じることになります。

もう1点、新しい公益信託とインボイス制度の関係についても説明します。

これまで消費税のいわゆる仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の帳簿や請求書等の保存が要件とされておりましたが、イン

ボイス制度の導入に伴い、インボイスに合致した請求書を保存することが仕入税額控除を受ける要件となりました。そのため、仮に事業者が課税資産の譲渡を相手方に対して行ったとき、その相手方が仕入税額控除を受けたい場合、譲渡を行った側にインボイスの交付を求められる可能性があります。したがって、公益信託の場合ですと、公益信託の受託者から相手方に課税資産の譲渡等を行うことがあった場合に、その譲渡の相手方からインボイスの交付を求められる可能性があるということになります。一方で、どのような場面で課税資産の譲渡等を行うことがあるのかなど、インボイス制度への具体的な対応については、実務の内容に応じてご検討いただきたいと思います。

資料14頁では、制度改革のスケジュールについて説明しています。足元の令和6年度では、5月に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」および新公益信託法が国会で成立いたしました。新公益信託法については令和8年4月の施行を予定しておりますので、少し先になってまいります。また、今後、内閣府において様々な政省令やガイドラインなどの改正が予定されており、そういった改正を通じて、実務面も明らかになってくると思いますので、この期間に実務面の対応をご検討いただければと考えております。

3. 所得税・個人住民税の定額減税

定額減税については、既にご対応いただいている皆さまもいらっしゃると思います。ご協力いただき、感謝申し上げます。

資料16頁では、昨年12月に内閣府において

作成された「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」の説明資料を転載しています。様々な所得層の皆さまに丁寧に対応しながら、物価高に対応して可処分所得を増やすという目的のために、国税と地方税のそれぞれについて定額減税が措置されました。

資料17頁では、所得税の定額減税について説明しています。令和6年分所得税について、特に給与所得者の方は6月以降の源泉徴収税額から減税されます。6月に減税しきれなかった場合には、翌月以降の税額から順次減税という形になっております。減税額は1人3万円、住民税は1万円です。

資料18頁では、減税の実施方法について説明しています。令和6年6月の源泉徴収税額が減税額を上回るパターンでは、同月中に減税することになります。一方、令和6年6月の源泉徴収税額が3万円以下となるパターンでは、同月中に減税しきれなかった額を7月以降に順次回していくことになります。

資料19頁では、定額減税の対象外となる高所得者について説明しています。給与収入が2,000万円超——具体的には合計所得金額が1,805万円超——の方は定額減税の対象外となっています。

続いて、資料20頁では、個人住民税の定額減税について説明しています。個人住民税所得割の額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を行うことになっております。

資料21頁では、個人住民税の減税の実施方法について説明しています。このうち、給与所得部分については、本年6月分を徴収しないことにして、いわゆる定額減税後の税額を本年7月から翌年5月までの期間で割った金額を徴収することになります。

4. 賃上げ促進税制の強化

資料23頁では、賃上げ促進税制強化の背景について説明しています。改正前の賃上げ促進税制では、大企業は3%、中小企業は1.5%の賃上げをすると同制度が適用できることになっておりましたが、賃上げ実施企業のうち7割超が3%以上賃上げしており、うち大企業の約3割、中小企業の約4割は5%超賃上げをしておりました。つまり、多くの企業が自然体の賃上げで賃上げ促進税制が適用できてしまっていたことを意味し、いわゆる租税特別措置として企業にインセンティブを付与するという意味では少し要件が足りないのではないかといった議論が行われました。このような背景を踏まえて、今般、制度改正を行い、いわゆる大企業に対しては物価高に負けない賃上げのけん引役を期待し、よりインセンティブを強化するために、賃上げ率を従前の3%に加え、段階的に7%までの、さらに高い賃上げ率の要件を創設いたしました。

資料24頁では、賃上げ促進税制の見直しの基本的な考え方について説明しています。これまでの賃上げ促進税制では、企業は大企業と中小企業とに区分されていたところ、今般の見直しにより、従前の大企業をさらに2つに区分し、その中でも従業員が2,000人以下の企業については中堅企業という新たな区分を設け、さらに賃上げをしやすい環境を整備することとしました。大企業（見直し後）と中堅企業の数はおよそ1対9という割合になっています。

また、中小企業についても拡充をしており、賃上げ率の要件は維持しつつ、さらに裾野を広げる目的で、今まで賃上げ促進税制の効果がないといわれていた赤字の中小企業につい

でも賃上げインセンティブとなるように、赤字のときに賃上げをした分の税額控除の枠を翌年以降に繰越できる措置を創設しております。

さらに、人への投資の観点では、従前から措置されていた教育訓練を行っている企業についての上乗せ措置に加えて、子育てとの両立支援や女性活躍支援に積極的な企業に対しても上乗せ措置を創設しました。

資料25頁では、賃上げ促進税制の適用要件について説明しています。例えば大企業について言えば、これまで3%賃上げした企業の控除率は15%、4%賃上げした企業の控除率は25%であったところ、それぞれの控除率を10%、15%に変更し、少し控除率を下げつつも、よりたくさん賃上げをした企業の控除率は高めに設定しました。さらに、教育訓練費と女性活躍支援の上乗せ措置を合算すると、合計控除率が最大35%となります。なお、中小企業の合計控除率は最大45%であり、より控除率は高くなっています。また、本税制の適用期限は3年間延長しております。

資料26頁では、賃上げ促進税制の概要イメージについて説明しています。基本的に企業の支払う賃金は全額損金算入されますので、企業が支払った賃上げ分の最大約30%分の税負担が軽減されるところ、さらに賃上げ促進税制の適用により税額控除が上乗せされるため、賃上げ分のうち最大65~75%の税負担減に繋がっており、本税制のメリットが大きいことがお分かりいただけると思います。

資料27頁では、マルチステークホルダー方針について説明しています。これは、従業員や取引先等の様々なステークホルダーに確りとその企業が価格転嫁を行うことを示す方針です。資本金10億円以上かつ従業員1,000人

以上の企業は、本方針を掲げていることが賃上げ促進税制適用の要件ですが、今般、中堅企業枠が創設されたことに伴い、従業員2,000人超の企業もその対象となりました。

資料28頁では、減税措置の実効性を高める「メリハリ付け」について説明しています。所得や支払給与、設備投資の一定要件を満たしていない場合、研究開発税制、地域経済牽引事業の促進区域内における投資促進税制、5G導入促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制およびカーボンニュートラル投資促進税制という5つの租税特別措置が使えなくなるという措置について、要件の改正を行った上で、適用期限を3年間延長しております。

資料29頁では、賃上げ促進税制の適用実績等について説明しています。令和4年度においては、およそ5,000億円分の減税効果があるという試算が出ております。また、最新の試算では、今般の税制改正を行ったことにより、1.3兆円程度の減税効果があるのではないかと見込んでおり、現状のところ最も減収額の大きい研究開発税制（約7,000億円）を抜いて、最大の措置になる可能性があります。

資料30頁は、春闘による賃金引き上げ率の推移ですが、足下の賃金引き上げ率は約5%近くまで上昇しております。

5. 戦略分野国内生産促進税制・イノベーションボックス税制の創設

資料32~33頁では、戦略分野国内生産促進税制について説明しています。本税制は、アメリカでインフレ抑制法が創設されたこと等を受け、措置されたものです。具体的には、民間として事業採算性になかなか乗りにくい

GX・DX・経済安全保障の戦略分野について、生産・販売量に比例して減税を行う制度です。例えば、EV 1台当たり40万円といったように、いわゆる投資時点ではなく、生産・販売量に応じて税額控除を生産者側に適用するものです。本税制は単純減税ではなく、いわゆるGX移行債を使って減収額を補填することによって、既存の措置を大きく異なる規模・期間の措置を実現できました。

資料34～35頁では、イノベーションボックス税制について説明しています。本税制は、研究開発拠点としての立地競争力強化のため、国内で自ら研究開発した知的財産から生じる一定の所得について所得控除を行う措置です。特許権やAI関連のプログラムの著作権が対象となり、これらから得た所得について30%の所得控除を行うことになります。また、対象所得は譲渡所得、ライセンス所得になっております。こうした税制はヨーロッパを中心に導入されておりましたが、日本では初めての導入です。なお、減税措置の実効性を高める「メリハリ付け」も行っており、研究開発費が減少している場合の控除率を段階的に引き下げることとしました。

研究開発税制とイノベーションボックス税制については、重複している部分があるのではないかというご懸念もあるかと思いますが、研究開発税制については投資段階の措置、イノベーションボックス税制については出口の段階の措置ということで、棲み分けができております。

6. スタートアップ・エコシステムの抜本的強化

資料39頁では、スタートアップ・エコシス

テムにおいて抜本的強化した税制措置の内容について、いわゆるシード・プレシード期、アーリー・ミドル期、レイター期に分けて説明しています。ストックオプションについては、これまで年間の権利行使価額が1,200万円だったところ、最大3,600万円まで大幅に引き上げています。また、スピノフ税制については、令和5年度にいわゆるパーシャルスピノフを1年間の期限で措置しましたが、その適用期限を4年間延長しております。また、異例の措置であるオープンイノベーション税制も、適用期限を2年間延長しております。

資料41頁では、第三者が保有する暗号資産の期末時価評価課税の見直しについて説明しています。法人が保有する暗号資産のうち、活発な市場が存在するものは、いわゆる売買目的の有価証券等と同様、期末時価評価課税の対象になっております。令和5年度税制改正により、自分で発行した暗号資産で一定のものはこの評価の対象外とされておりましたが、他者が発行した暗号資産は引き続き期末時価評価課税の対象でした。今般、暗号資産の利用状況や保有の態様などの実体面の変化があったとの考えが示されたことを踏まえ、発行者以外の第三者が継続保有する暗号資産についても、他者に譲渡しない等の一定の要件を満たすものには、期末時価評価課税の対象外にする措置を講じました。

7. 子育て支援税制・扶養控除等の見直し

資料43～46頁では、子育て支援税制について説明しています。令和7年度税制改正において議論される予定の事項もありますが、令

和6年度に限り措置することとされたのが、住宅ローン控除の拡充および住宅リフォーム税制の拡充です。住宅ローン控除の拡充では、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、1年に限り、子育て支援の観点から上乗せを行うという措置を講じております。また、住宅リフォーム税制の拡充では、既存住宅のリフォームについて、工事費用の10%を税額控除できるところ、これも子育て関係のリフォームを対象に加えることとなりました。

また、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）は、現状4万円の適用限度額を子育て世帯は6万円に広げることにについて、令和7年度税制改正において議論されることとなっております。

続いて、扶養控除について説明します。資料47頁に記載のとおり、令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」において、児童手当については高校生年代まで延長、つまり現行の1人当たり毎月1万円である児童手当を高校生年代まで延長することとされています。これに関連して、中学生までの取扱いとのバランスを踏まえて、高校生の扶養控除との関係も整理することとして、令和7年度税制改正において議論することになっています。

資料49頁では、「扶養控除」の見直しのイメージについて説明しています。平成22年に児童手当が拡充されたことに伴い、15歳までの扶養控除が廃止されました。また、高校生に対する児童手当については、高校無償化を踏まえていわゆる上乗せ分が廃止され、扶養控除38万円のみ残っていたところです。一方、今回、高校生の児童手当の導入検討に伴い、現行の扶養控除38万円に代えて、かつて高校

実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ分を復元し、年収間でのバランスを図ることが検討されております。

8. 地域・中小企業の活性化

中小企業に対してもその活性化を目的とした措置を講じております。

具体的には、資料54頁で説明しているとおり、中堅・中小企業がグループ化に向けた複数回のM&Aを行うことを後押しし、グループ一体での成長を実現するため、中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充を講じております。

また、資料55～56頁で説明している法人版事業承継税制については、令和9年12月末までの措置ですが、当該措置を受けるために提出が必要な特例承認計画の提出期限が令和6年3月末までであったところ、2年間延長しております。

資料57頁では、交際費等から除外される飲食費に係る見直しについて説明しています。ご承知のとおり、交際費等は損金不算入とされておりますが、いわゆる飲食費については一部損金算入が認められており、会議費相当とされる1人5,000円以下の飲食費が交際費から除外されていきました。この点について、今般の会議費の実態を踏まえて、1万円以下まで引き上げることしました。これは企業の規模を問わず利用可能です。

9. 国際課税

資料59頁に記載のとおり、国際的に暗号資産の税務当局が確り把握できるようにしよう

という動きがあり、日本もこれに対応する必要がありますが、こちらの立法自体は2024年、施行自体は2027年であり、少し先の話になります。

10. プラットフォーム課税

資料61頁に記載のとおり、一定額以上の取引を行うプラットフォームを介して国外事業者が行うデジタルサービスについて、プラットフォーム事業者自身が提供したとみなされ、代わりに消費税の納税義務が課されることになります。ただし、本制度の対象は、国外事業者が国内向けに行うサービスに限られることになっております。

11. 外国人旅行者向け免税制度

資料63頁で説明しているとおり、いわゆる消費税の外国人旅行者向け免税については、今後、改正に向けて議論が進められていくことになります。現状ですと、免税品の横流し等の不正が後を絶たず、かつその徴収が困難という実態を踏まえ、免税店では課税で販売をした上で出国時に免税部分を返金する制度への見直しを今後議論する予定です。

12. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

資料65頁に記載のとおり、令和9年度において税制により防衛財源を1兆円強確保することになっておりますが、具体的な法制面等について、引き続き議論されることになると思います。

13. インボイス制度

資料67頁に記載のとおり、インボイス発行事業者の登録数は約445万者となっています。制度開始以後も46万者から登録申請がなされ、コールセンターに対する相談は少しずつ減っているという状況です。先ほど公益信託に関するインボイスの対応について申し上げましたが、税務署を含め様々な窓口を用意しておりますので、ご不明点等があれば是非ご相談いただければと思います。

私からの説明は以上です。ご清聴ありがとうございました。

本稿は、令和6年5月30日に開催された信託セミナーにおける財務省主税局税制第三課課長補佐 岡本憲治氏の講演内容を取りまとめたものです。

(おかもと・けんじ)

〔資料〕

令和 6 年度税制改正について

2024年5月30日

目次

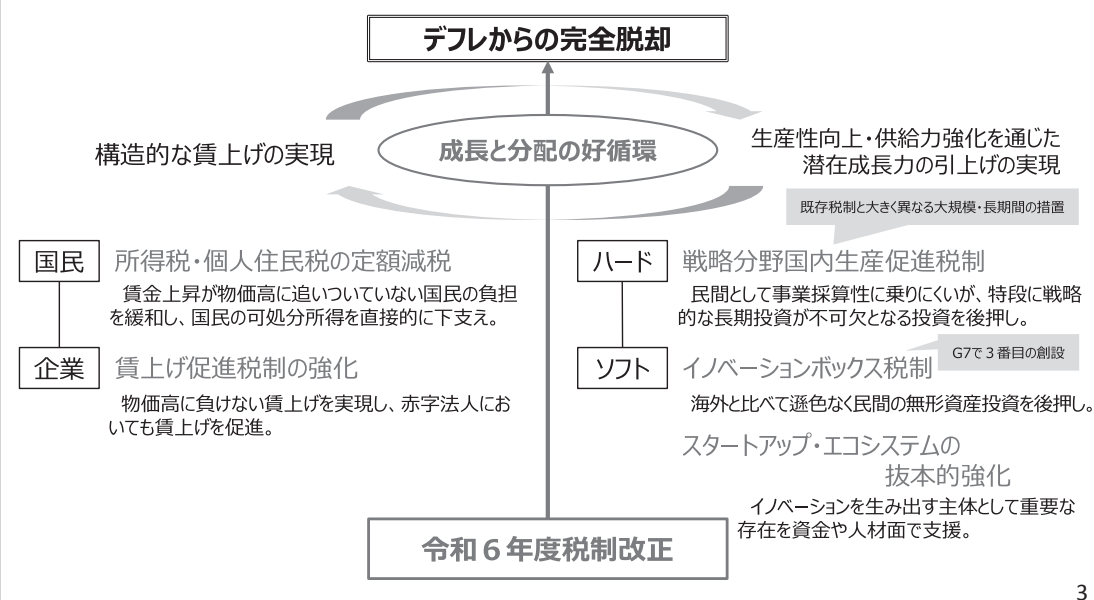
1 令和 6 年度税制改正の全体像	P. 2
2 公益信託に関する税制改正	P. 7
3 所得税・個人住民税の定額減税	P. 15
4 賃上げ促進税制の強化	P. 22
5 戦略分野国内生産促進税制・イノベーションボックス税制の創設	P. 31
6 スタートアップ・エコシステムの抜本的強化	P. 38
7 子育て支援税制・扶養控除等の見直し	P. 42
8 地域・中小企業の活性化	P. 53
9 国際課税	P. 58
10 プラットフォーム課税	P. 60
11 外国人旅行者向け免税制度	P. 62
12 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置	P. 64
13 インボイス制度	P. 66

1 令和6年度税制改正の全体像

2

令和6年度税制改正の全体像①

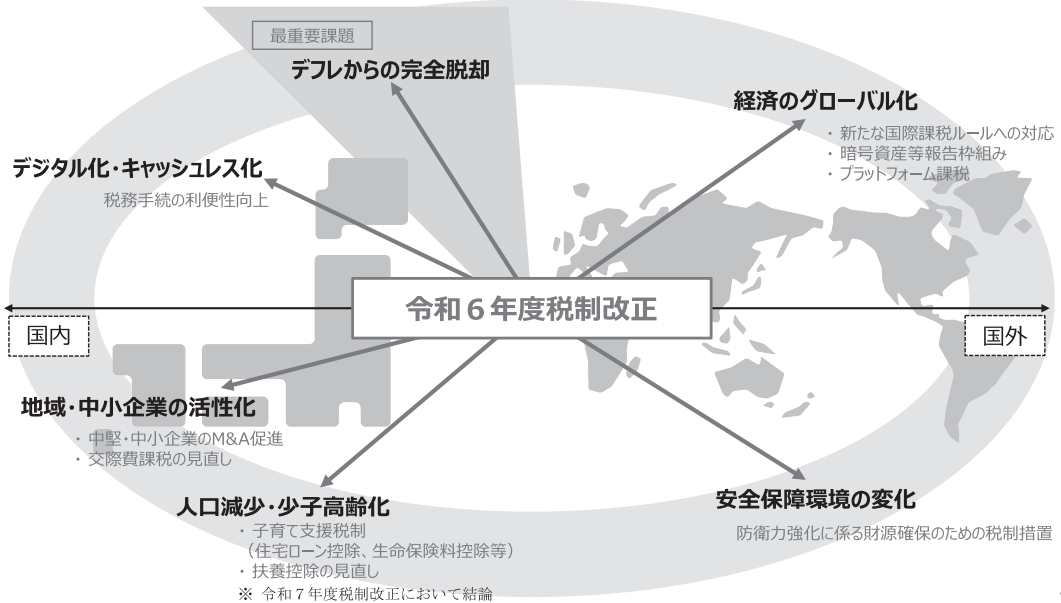
- デフレからの完全脱却に向けて、物価上昇を乗り越える構造的な賃上げと成長力の強化・高度化に資する投資の拡大によって、消費と投資の力強い循環につなげていくべく、所要の措置を講ずる。



3

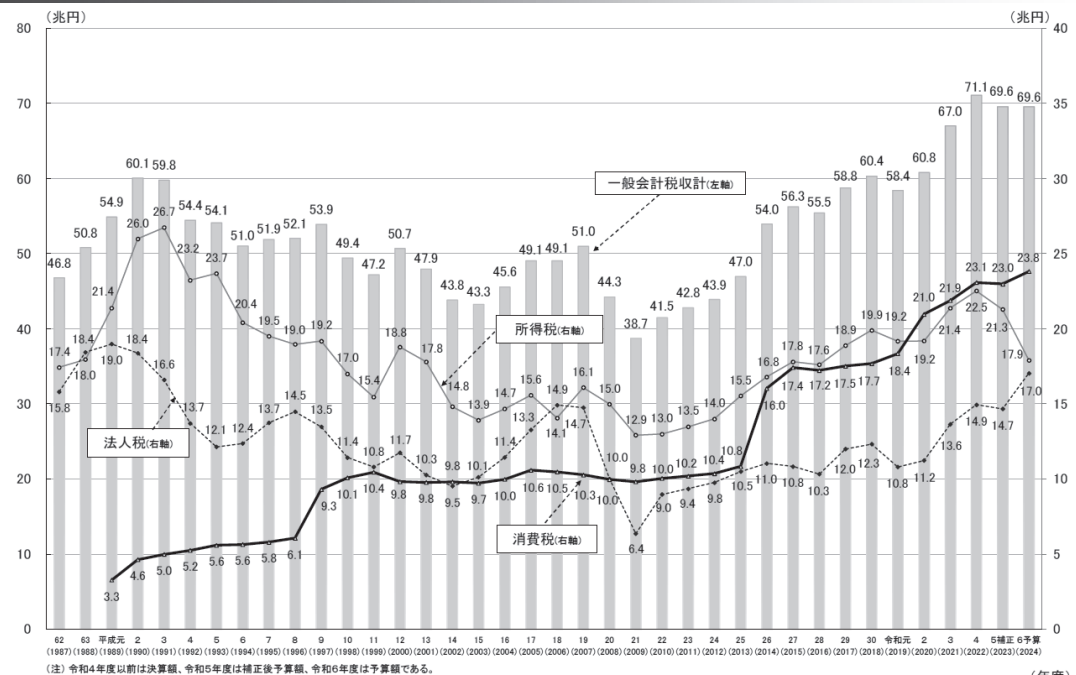
令和 6 年度税制改正の全体像②

- 物価上昇を上回る賃金上昇の実現を最優先の課題としつつ、人口減少、経済のグローバル化など、国内外の経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直しを実施。



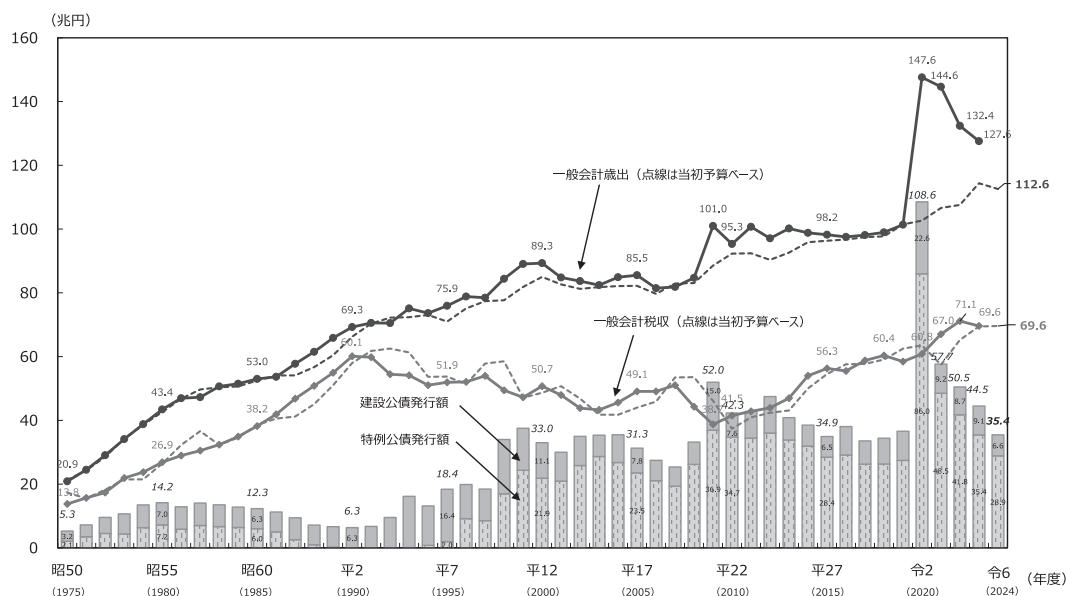
4

一般会計税収の推移



5

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



(注1) 令和4年度までは決算、令和5年度は補正後予算、令和6年度は予算による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は沿岸地域における平和回復活動を支援するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別公債を額入している。

(注3) 令和5年度の歳出については、令和6年度以降の防衛力整備計画対象経費の財源として活用する防衛力強化資金繰入4.4兆円が含まれている。

6

2 公益信託に関する税制改正

7

公益信託改革

有識者会議資料より

【公益信託制度】財産を有する者(委託者)が、公益目的のため、その財産を信頼できる者(受託者)に託し、管理・処分させ、受託者の専門性を活用して公益目的の実現を図る制度[公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)]

現状及び課題

- 主務官庁による許可・監督制度の下にあり、実質な許可の基準が主務官庁毎に異なる。
- 公益信託の許可審査基準等により、事実上、助成など金銭の給付に限定され、美術館の運営等の積極的な信託事務ができない。
- 公益信託の許可審査基準等により、事実上、受託者は信託会社に限定され、公益信託の担い手の多様性が確保されない。

信託法(平成18年法律第108号)の衆・参両院の附帯決議において、公益信託制度が、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることに鑑みて、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、所要の見直しを行うものとされる。

平成31年法制審議会の答申

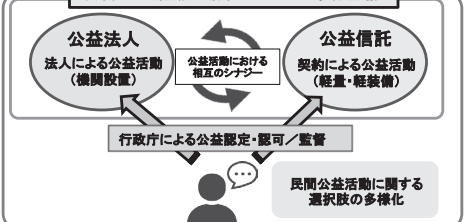
- 主務官庁制による許可・監督制を廃止し、統一的な行政庁が公益信託を認可・監督する。信託管理人を必置として自律的なガバナンスを強化する。
- 信託財産を金銭に限定せず、不動産等を信託財産とすることも可能とする。
- 受託者を信託会社に限定せず、公益の増進のため活動する担い手を拡大する。

見直し案

平成31年法制審議会の答申を踏まえ、公益信託制度を公益認定制度に一元化し、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可を行う仕組みとなるように制度を構築する。

- 公益信託の認可・監督は、内閣総理大臣又は都道府県知事が行い、公益認定等委員会等の合議制の機関が公益性の判断を行う。
- 収支相償原則や遊休財産規制等の規律、行政庁による監督等について、信託制度としての特殊性を考慮しつつ、新しい公益法人制度の見直しに整合させる。
- 公益法人制度と整合する制度とする観点から、新たな公益信託制度に適した税制改正要望を検討する。

民間公益活動の活性化のため環境整備



8

公益信託改革に至る経過

大正11年(1922年) 旧信託法制定(現在の公益信託法)

(昭和62年・昭和63年 公益信託税制の整備)

平成18年(2006年) 新信託法制定

公益信託については、実質的な改正は行われず、法律名のみ「公益信託ニ関スル法律」に改正

衆・参両院の附帯決議

「公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むことにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと」

平成19年(2007年) 信託税制改正

※ 平成18年附帯決議を踏まえ、当面の間の措置として、従前と同様の取扱いとなるよう規定。今後、公益信託制度の見直しに伴って、税法における公益信託の取扱いについても見直しが行われるとされる。

平成25年(2013年) 民法法人から公益社団・財団法人への移行期間満了

平成27年(2015年)4月～12月 公益信託法改正研究会

平成28年(2016年)6月～ 法務省「法制審議会信託法部会(再開)」における調査審議開始

平成31年(2019年)2月 「公益信託の見直しに関する要綱案」取りまとめ・法務大臣への答申

令和4年(2022年)10月～内閣府「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」

令和5年(2023年)6月 有識者会議 最終報告書取りまとめ

9

公益信託制度改革に伴う所要の措置（法務省と共同要望）		内閣府税制改正 要望資料
公益信託とは	委託者（財産を有する者）が、公益目的のため、その財産を受託者に託し、管理・処分させ、受託者の専門性を活用して公益目的の実現を図る制度（大正11年第62号「公益信託ニ関スル法律」） ○信託法（平成18年法律第108号）の衆・参両院の附帯決議（抜粋） 「公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと。」	
背景・目的	● 新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現のため、平成31年法制審議会が示した要綱案を踏まえ、主務官庁制を撤廃し、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みとし、公益性を担保しつつ、より使いやすい制度を構築するため、公益認定法の改正と合わせて公益信託法の改正を行う予定。 ● 公益信託制度は公益法人制度と比べ、軽量・軽装備で公益的活動に對し簡易に財産を拠出し得る手段であり、公益活動における選択肢を増やすとともに、相互のシナジー効果も期待される。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋） 「公益法人が事業を迅速・柔軟に変更できるよう、変更認定手続を見直すとともに、公益信託の活用を推進させるため、税制優遇を受けられる受託者の要件を緩和し、インバウトスタートアップも参入可能とする。」（1. インバウトスタートアップに対する総合的な支援策 ④公益法人を通じた寄附性の高い資金の流れの拡大） 「公益信託制度について、主務官庁による許可・監督を廃止して、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みを構築する。」（このため、来年の通常国会に必要な法案の提出を図るとともに、体制整備を図る。）（2. 社会的課題を解決するNPO・公益法人等への支援 ④公益法人の改革）	
要望内容	公益法人と共通の枠組みで公益認可・監督を受けることを踏まえて、公益信託やこれに寄附を行う個人・法人にする課税等につき公益法人並みの税制上の措置を講ずる。【所得税・法人税・相続税等】	
新しい公益信託制度のイメージ	改正のポイント：①信託事務、財産の範囲を拡大、②受託者の範囲を拡大、③主務官庁制の廃止 金融資産上位20%の世帯（905万世帯） 平均金融資産：4,650万円 平均世帯主年齢：65.2歳 出典：総務省「2019年全国家計調査調査」 信託管理人 信託法上の権限行使、 重要事項の同意 信託財産 受託者 認可申請 認可・監督 公益法人と 同一の行政庁 公益的活動の 活性化 消費される 公益法人 委託者 現行の公益信託（信託協会加盟分） 令和5年3月31日時点 信託財産残高：554億円 件数：385件 助成額：28億円（年間） 出典：信託協会「公益信託の受託状況」 育英資金の給付 学術研究奨励金 学生寮の運営 美術館の運営 受給者 残余財産	

10

【令和6年度 与党税制改正大綱（令和5年12月14日）】公益法人・公益信託

公益法人

【公益法人制度改革に当たり、現行の税制措置の維持等を要望】

➤ **収支相償原則の見直し等の公益法人制度改革が行われた後も、公益社団法人及び公益財団法人に講じられている措置を引き続き認める。**【法人税等】

➤ 公益法人の解散等の際、みなし譲渡所得税非課税となる財産の贈与対象に、**新しい公益信託を追加する。**

【所得税】

公益信託

【公益法人制度と整合的な新公益信託制度について、公益法人並みの税制とするための所要の措置を要望】

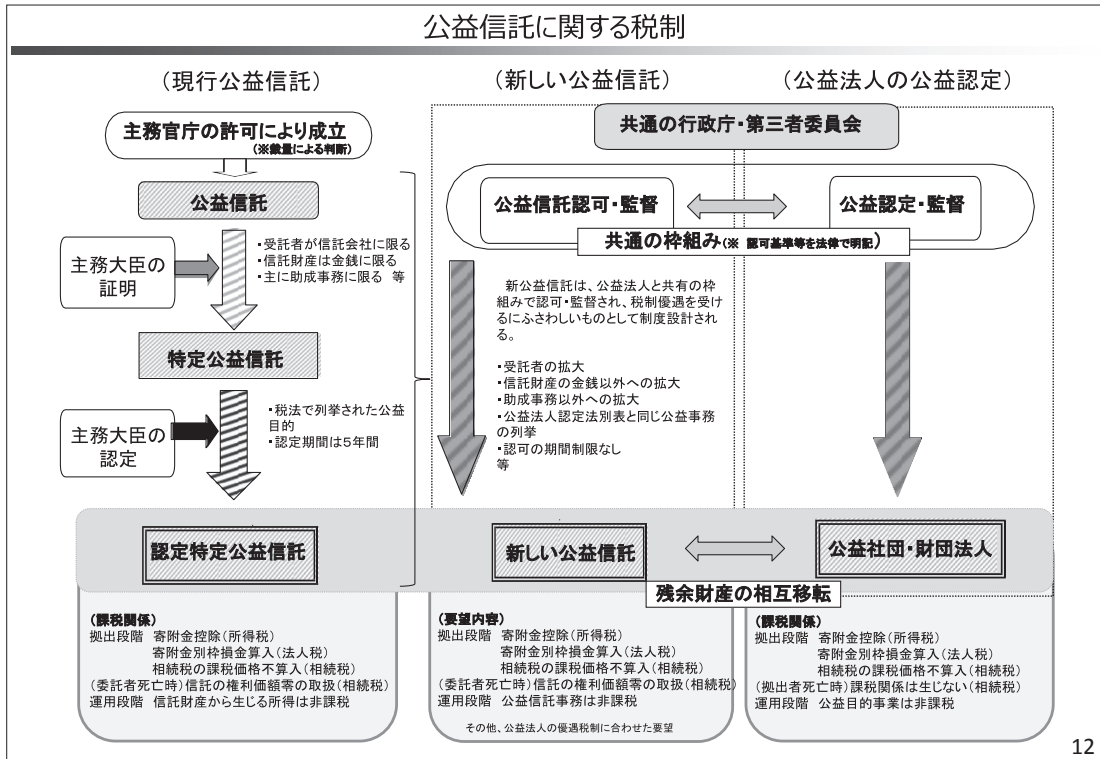
（法務省と共同要望）

➤ 公益信託法の改正を前提に、**新公益信託制度の下で認可されたすべての公益信託が公益法人並みの税制優遇を受ける。**

- 公益信託の信託財産に係る**収益・費用及び所得**については**非課税**とする。
【法人税・所得税・個人住民税・法人住民税・事業税】
- 公益信託の信託財産として拠出された財産について、特定公益増進法人に対する寄附金と同様の**別枠の損金算入限度額の対象及び寄附金控除の対象**とする。【法人税・所得税・個人住民税・法人住民税・事業税】
- 公益法人等に対して金銭以外の財産を寄附した場合の**譲渡所得等の非課税措置**について、対象に公益信託を追加する。【所得税】
- 公益信託の信託財産とするために相続財産を拠出した場合について、相続財産を贈与した場合等の**相続税の非課税制度の対象**とする。
【相続税】
- **受託者の法人・個人に関わらず、個人が公益信託から学資に充てるため給付を受けた財産について、非課税**とする。【所得税・贈与税】
- 公益信託認可を受けた公益信託の契約書に係る**印紙税を非課税**とする。【印紙税】 等

11

公益信託に関する税制

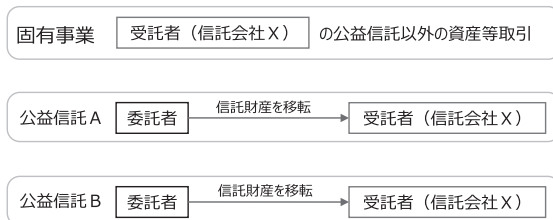


12

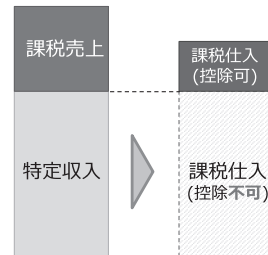
新たな公益信託の消費税法上の取扱い

- 新たな公益信託は、①金銭を助成するのみならず、新たに公益事業を行うことも可能となるため、事業を行う受託者に対して課税することとし、②以下の点を踏まえ、信託財産ごとに、受託者の固有財産と区別して消費税法の規定を適用することとする。
- ・消費税法においては、対価性のない収入(特定収入)が恒常的発生しうる、国や地方公共団体、公益法人等については、特定収入を原資とする仕入れについて、仕入税額控除を制限する仕組み(消法60④)が存在する。
 - ・公益信託は拠出された信託財産や、寄附を受け入れ事業を行うこととなるが、こうした寄附金等(対価性のない収入)を原資とする仕入れについて仕入税額控除を行うことは、実質免税での仕入れを認めることと同義となるため、新たな公益信託についても、本調整措置の対象とする。
 - ・この際、本調整規定については、公益信託ごとに適用させる必要があるため、公益信託毎に申告を求めることとする(法人課税信託と同様の仕組み)。
- (注) 従来型(助成型)の公益信託においては、そもそも課税売上が生じることはなく、区分されたとしても、消費税の申告が生じない。

【新公益信託による申告等(イメージ)】



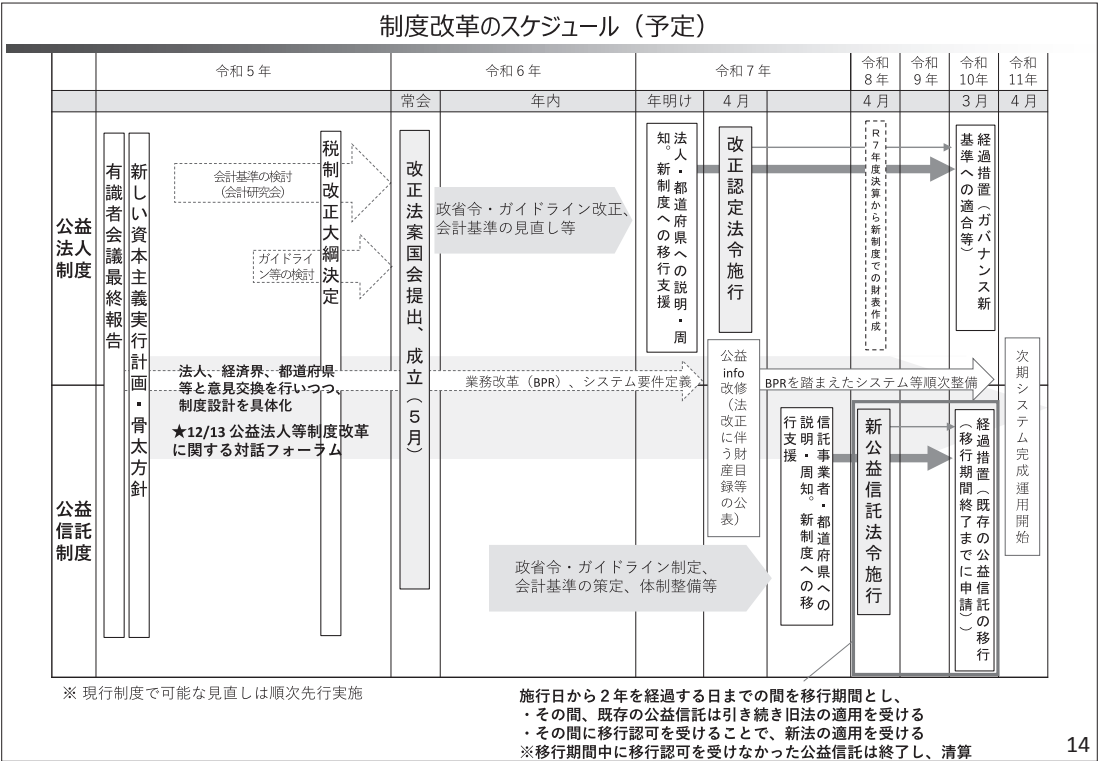
【消法60④の適用による調整(イメージ)】



⇒ それぞれを別の者とみなして、消費税法の規定を適用する(消法15)
(=別々に申告をする。)

⇒ 特定収入による課税仕入れについては、仕入税額控除を制限する。

13



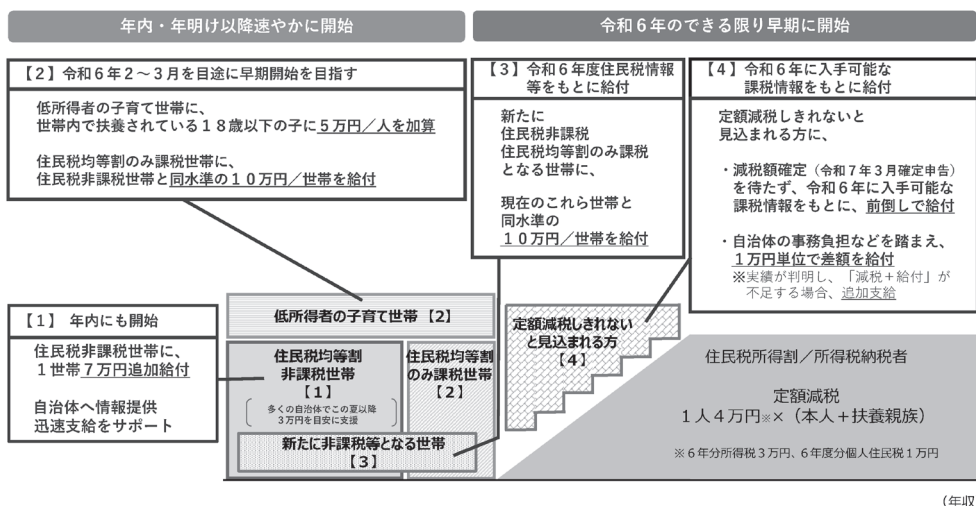
3 所得税・個人住民税の定額減税

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

2023年12月

内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- 「**簡素** (わかりやすく事務負担が少ない)」「**迅速** (特に低所得の方々)」「**適切** (できるだけ公平に)」のバランス



※実施時期については、事務負担も踏まえながら、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。

16

所得税の定額減税

- デフレ完全脱却のための一時的な措置として、令和 6 年分所得税の減税を実施
- 減税額は、納税者及び配偶者を含めた扶養家族 1 人につき 3 万円（住民税は 1 万円）
- 合計所得金額 1,805 万円（給与収入 2,000 万円相当）超の高額所得者は、減税の対象外

給与所得者に対する実施

- ・ 6 月以降の源泉徴収税額から減税
- ・ 6 月に減税しきれなかった場合には、翌月以降の税額から順次減税

公的年金受給者に対する実施

- ・ 年金機構等の公的年金（老齢年金）は、6 月以降の源泉徴収税額から減税
- ・ 6 月に減税しきれなかった場合には、翌々月以降の税額から順次減税

不動産所得・事業所得者等に対する実施

- ・ 納税の機会に減税
 - ・ 予定納税対象者については、6 月の第 1 回予定納税の通知の機会に減税
 - ・ それ以外の納税者は、確定申告で減税

- ✓ 住宅ローン控除等の税額控除後の所得税額から減税を実施。
- ✓ 給与所得者については、減税開始前に、実務上利用可能な扶養親族等の情報に基づき、源泉徴収税額から控除する税額を決定。年末までに扶養親族等の情報に異動があった場合には、年末調整又は確定申告で調整。

17

減税の実施方法（給与所得者の場合）

- 賞与を含む給与収入については、主たる給与支払者の6月の源泉徴収税額から減税を実施する。

① 令和6年6月の源泉徴収税額が、減税額（一人当たり所得税3万円）以上の場合（1か月で控除）



② 令和6年6月の源泉徴収税額が、減税額（一人当たり所得税3万円）以下の場合（1か月以上）



減税開始前に、実務上利用可能な扶養親族等の情報に基づき、源泉徴収税額から控除する税額を決定

年末までに扶養親族等の情報に異動があった場合には、年末調整（又は確定申告）で対応

18

定額減税の対象外とする高額所得者

- 合計所得金額1,805万円超（給与収入2,000万円超に相当）の者については、定額減税の対象外とする。

- 「合計所得金額」は、収入から必要経費等（給与の場合は給与所得控除）を控除した金額。
- 所得額による限度額を設ける場合、「合計所得金額」を判定基準とするのが一般的。
- 給与収入額が2,000万円超（給与収入のみの場合、合計所得金額1,805万円超に相当（注））の場合には、年末調整を受けることができず、**確定申告が義務付けられていることから、最終的に確定申告の機会に税額を調整。**

（注）所得金額調整控除の適用がないものとしている。

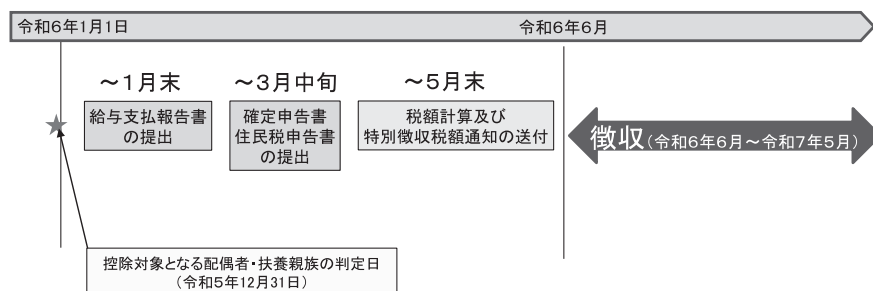
19

個人住民税の定額減税の概要

総務省資料

- 令和6年度分の個人住民税所得割の額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、1万円の減税を行う。(納税者の合計所得金額が1,805万円(給与収入2,000万円)以下である場合に限る。)
- 減税は、特別徴収義務者や市町村の事務負担等も考慮しながら、各徴収方法に応じて、実務上可能な限り早い機会を通じて行う。
- 定額減税による個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

(例) 給与所得に係る特別徴収の場合



20

個人住民税の減税の実施方法

総務省資料

給与所得に係る特別徴収

- 令和6年6月分は徴収せず、「定額減税「後」の税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均す。
【平成10年度の特別減税と同方式】

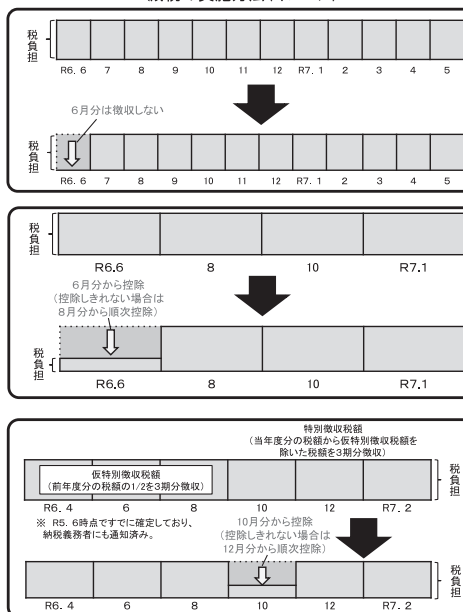
普通徴収(事業所得者等)

- 「定額減税「前」の税額」をもとに算出した第1期分(令和6年6月分)の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除。
【平成10年度の特別減税と同方式】

公的年金等に係る所得に係る特別徴収

- 「定額減税「前」の税額」をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除。

減税の実施方法(イメージ)



※年度の途中で徴収方法が変更される者については、地方団体及び特別徴収義務者の事務負担等を考慮しつつ、適切に減税が実施されるよう所要の措置を講ずる。

21

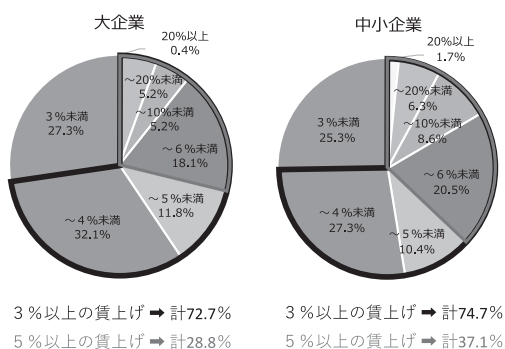
4 賃上げ促進税制の強化

22

賃上げ促進税制の強化の背景

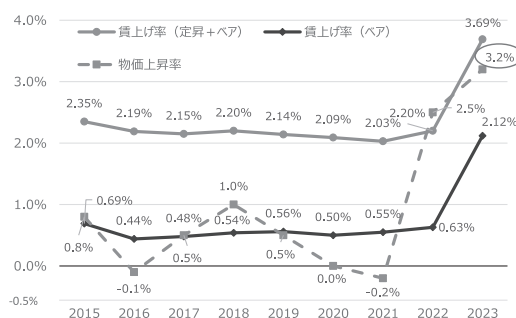
- 改正前の賃上げ税制では、大企業は3%（継続雇用者）、中小企業は1.5%（全雇用者）の賃上げで適用対象。
- 賃上げを実施した企業のうち7割超が3%以上の賃上げ（賞与含む）を実施。うち、大企業の約3割、中小企業の約4割は、5%超の賃上げ。（民間調査）
- 2023年の物価上昇率は3.2%。2023年春闘の賃上げ率（定昇+ベア）は3.69%だが、ベアのみを見ると2.12%。実質賃金は▲2.1%（12月の前年同月比）と前年同月比は21か月連続でマイナス（毎勤統計確報ベース）。

2023年度賃上げ率別の企業数の割合
(2023年8月の民間調査（賞与込み）)



(出所) 東京商工リサーチ「2023年度「賃上げ」に関するアンケート調査」
※ 賃上げを行ったと回答した2,943社の内訳

賃上げ率（春闘）と物価上昇率の比較



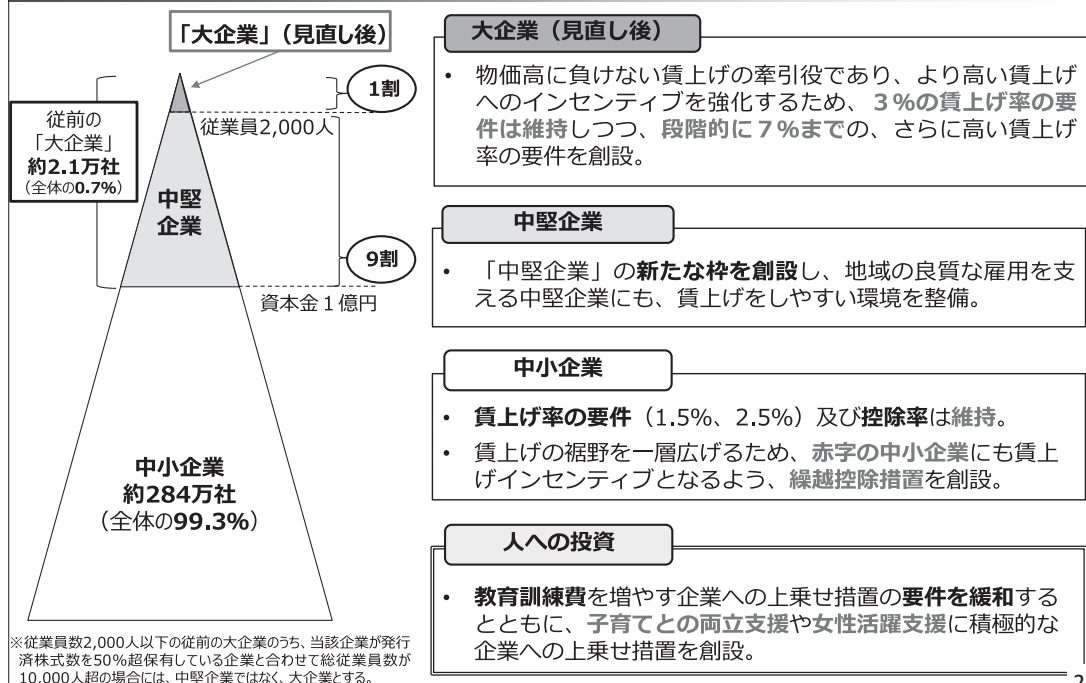
(注1) 2023年の集計組合数は3,186組合、集計組合員数は232.1万人。

(注2) ベア分が明確に分かる組合についてのみ集計。

(出所) 連合「春季生活闘争 回答集計結果」、総務省「2020基準消費者物価指数」

23

賃上げ促進税制（見直しの基本的考え方）



24

賃上げ促進税制の適用要件

改正後						改正前				
	継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%		賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%
大企業 (見直し後)	+3%	10%	+ 5%	+ 5%	20%	←	+3%	15%	+ 5%	20%
	+4%	15%			25%	←	+4%	25%		30%
	+5%	20%			30%	←	—	—		—
	+7%	25%			35%	←	—	—		—
* プラチナくるみん or プラチナえるぼし										
	継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%		賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%
中堅企業	+3%	10%	+ 5%	+ 5%	20%	←	+3%	15%	+ 5%	20%
	+4%	25%			35%	←	+4%	25%		30%
* プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上										
	全雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +10%⇒+5% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大45%		賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +10%	合計 最大40%
中小企業	+1.5%	15%	+ 10%	+ 5%	30%	←	+1.5%	15%	+ 10%	25%
	+2.5%	30%			45%	←	+2.5%	30%		40%
* くるみん or えるぼし二段階目以上										

中小企業の繰越控除新設：5年間
(繰越控除する年度は全雇用者給与総額対前年度増が要件)

※ 控除上限：当期の法人税額の20%

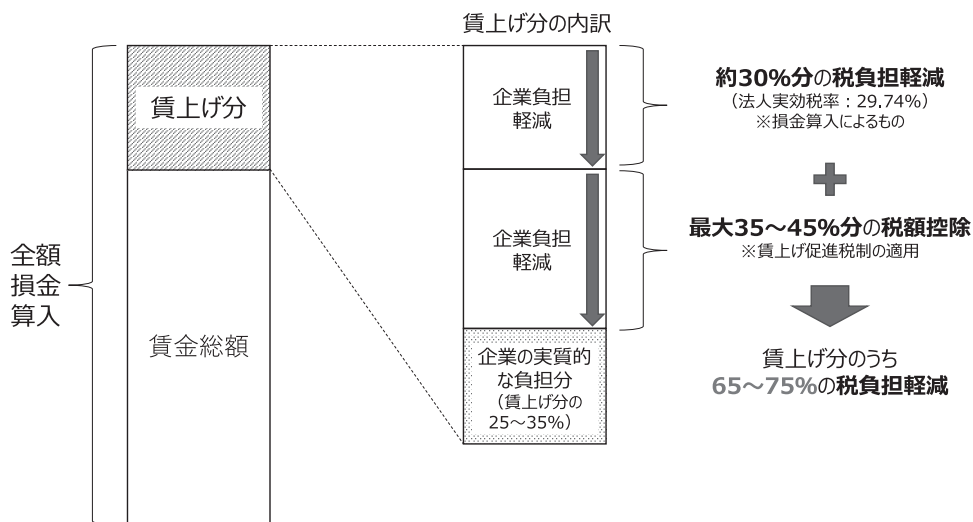
※ 教育訓練費の上乗せ要件について、当期の給与総額の0.05%以上との要件を追加。

(改正前…2年間の措置)

25

(参考) 賃上げ促進税制の概要イメージ

- 企業の支払う賃金は（賃上げ分を含め）は全額損金算入されるため、黒字企業の場合、課税所得が減ることにより、賃上げ分の最大約30%分の税負担が軽減される。
- 加えて、賃上げ促進税制の適用によって賃上げ分の最大35～45%が税額控除されることにより、賃上げ分の65～75%につき、税負担の軽減がなされることになる。

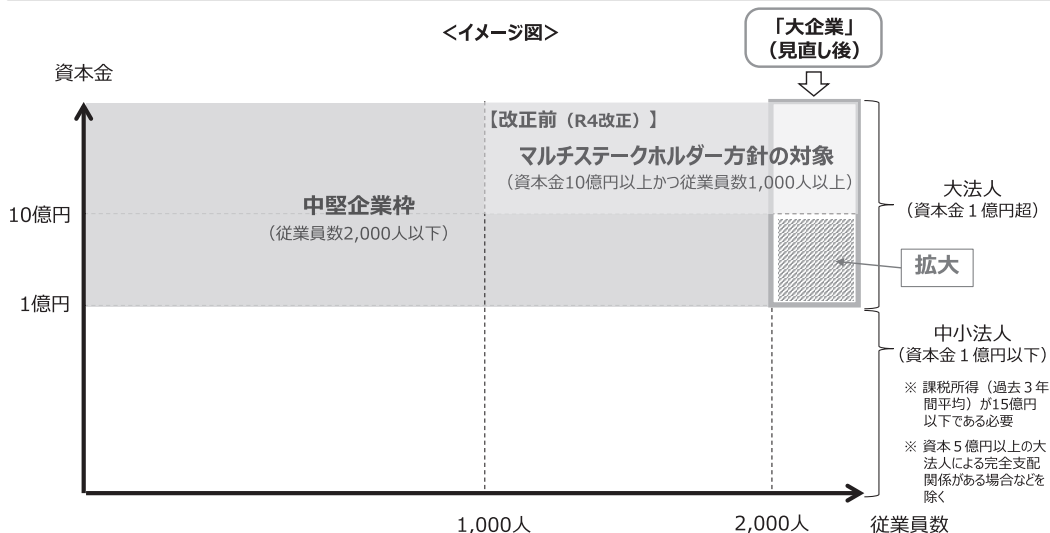


26

マルチステークホルダー方針（対象範囲の拡大等）

- 適切な価格転嫁の重要性も踏まえ、中堅企業枠の創設に伴い、マルチステークホルダー方針を要件とする企業の範囲を拡大。
- 併せて、インボイス制度の導入を踏まえ、消費税の免税事業者との適切な関係の構築の方針についても記載が行なわれるよう、マルチステークホルダー方針の記載事項を明確化する。

<イメージ図>



27

減税措置の実効性を高める「メリハリ付け」

- ・収益が拡大しているにもかかわらず、賃上げや国内設備投資に消極的な企業に対する働きかけを強化する観点から、**特定税額控除規定の不適用措置**について、適用期限を**3年間延長**するとともに、**要件を見直し**。

○ 特定税額控除規定の不適用措置（税制措置） 適用期限：令和5年度末 → 令和8年度末

収益が拡大しているにもかかわらず、賃上げ・投資に消極的な大企業（下記①～③の全てを満たす大企業）

① **所得金額**：対前年度比で増加

② **継続雇用者の給与等支給額**

- ・大企業（下記以外の場合）：対前年度以下
- ・大企業（資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上で、前年度が黒字の場合）：対前年度増加率1%未満
- ・大企業（常時使用従業員数2,000人超で、前年度が黒字の場合）：対前年度増加率1%未満【追加】

③ **国内設備投資額**

- ・当期の減価償却費の3割以下
- ・大企業（資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上、または常時使用従業員2,000人超で、前年度が黒字の場合）：当期の減価償却費の4割以下【追加】

租税特別措置
（以下の税額控除）

- ・研究開発税制
- ・地域経済牽引事業の促進区域内における投資促進税制
- ・5G導入促進税制
- ・デジタルトランスフォーメーション投資促進税制
- ・カーボンニュートラル投資促進税制

不適用

28

賃上げ促進税制の適用実績等

<適用額実績>

	令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）
全体	▲2,430億円	▲5,150億円
大企業 （見直し前）	▲711億円	▲2,494億円
中小企業	▲1,719億円	▲2,656億円

<令和6年度改正後（平年度）>

	改正後 （見込み）	改正増減収
全体	▲1.3兆円 程度	▲3,460億円 程度
大企業 （見直し後）	▲310億円 程度	▲0億円 程度
中堅企業	▲5,150億円 程度	▲250億円 程度
中小企業	▲7,290億円 程度	▲3,210億円 程度

* 上記の中小企業には個人事業主分を含む。

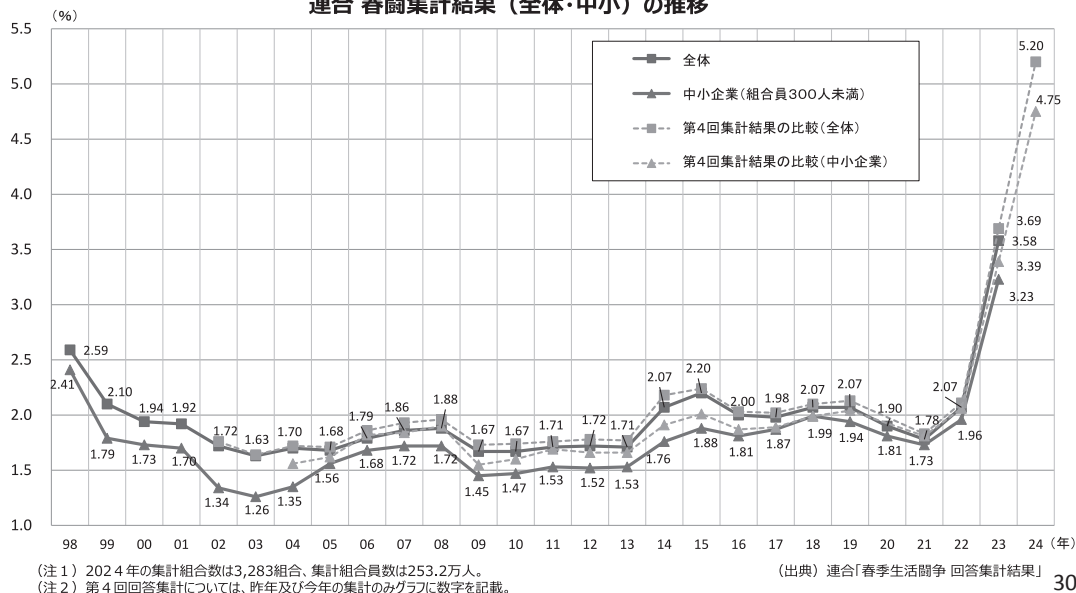
（注）令和6年度改正では、見直し前の大企業（資本金1億円超）のうち、従業員数2,000人超を見直し後の大企業、従業員数2,000人以下を中堅企業と区分。

29

春闘による賃金引上げ率の推移（連合）

○ 連合の調査によれば、2024年の春闘における第4回集計の賃金引上げ率は（全体）5.20%（中小企業）4.75%
（昨年の第4回集計：（全体）3.69%（中小企業）3.39%）

連合 春闘集計結果（全体・中小）の推移

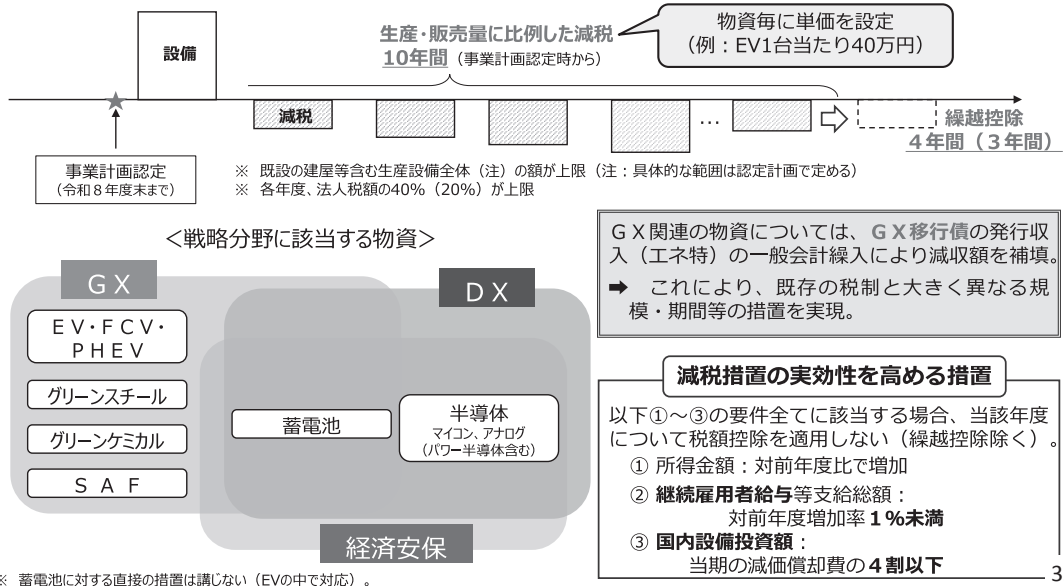


30

5 戦略分野国内生産促進税制・イノベーションボックス税制の創設

戦略分野国内生産促進税制

- 民間として事業採算性に乗りにくい、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となるGX・DX・経済安全保障の戦略分野における国内投資を促進するため、生産・販売量に応じて減税を行う戦略分野国内生産促進税制を創設。



32

戦略分野国内生産促進税制における対象物資及び単位あたり控除額

物資		物資のスペック	単位あたり控除額※2
EV等・蓄電池※1	EV	乗用車・商用車（二輪は対象外） 搭載している蓄電池について、供給安定性などの要件を課すことを検討	40万円／1台
	FCV		40万円／1台
	軽EV・PHEV		20万円／1台
グリーンスチール		高炉・転炉による生産プロセスから革新的な電炉による生産プロセスへの転換を行う場合における、当該電炉から生産される鉄鋼製品	2万円／1トン
グリーンケミカル		従来の化石原料であるナフサからグリーン原料（バイオ原料、廃プラスチック等）に原料転換することで生産される化学品	5万円／1トン
SAF		ASTM（国際規格であり、航空機燃料の品質規格） D7566の規格を満たした航空機燃料	30円／1リットル
半導体※3	マイコン	28-45nm相当	1.6万円／1枚
		45-65nm相当	1.3万円／1枚
		65-90nm相当	1.1万円／1枚
		90nm以上	7千円／1枚
	アナログ半導体（パワー半導体含む）	パワー（Si）	6千円／1枚
		パワー（SiC・GaN）	2.9万円／1枚
		イメージセンサー	1.8万円／1枚
		その他	4千円／1枚

※1 蓄電池に対する直接の措置は講じない。

※2 競争力強化が見込まれる後半年度においては、控除額を段階的に引き下げる（8年目：75%、9年目：50%、10年目：25%）。

※3 補助金による初期投資支援の対象となっている計画は対象外。先端ロジック半導体・メモリ半導体及び、半導体の製造装置・部素材・原料は対象外。

※4 繰越期間は、半導体以外が4年間、半導体は3年間。当期の法人税額に係る控除上限は、半導体以外が40%、半導体が20%。

※5 GX移行債の発行収入で減収補填を行う物資については、地方法人税の額は、上記措置の適用前の法人税額に基づき算出。

33

イノベーションボックス税制

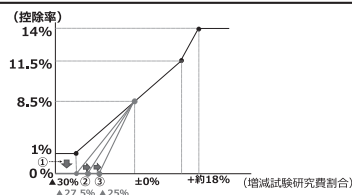
- 研究開発拠点としての**立地競争力強化**のため、**国内で自ら研究開発した知的財産から生じる一定の所得について、所得控除**を行う。
 - 対象知的財産：**特許権**、**AI関連のプログラムの著作権**（令和6年4月1日以降に取得したもの）
 - 対象所得：**譲渡所得**、**ライセンス所得**（海外への譲渡に伴う譲渡所得及び関連者からの所得を除く）
 - 所得控除率：**30%**
 - 措置期間：**7年間**（令和7年4月1日施行）
- ⇒ イノベーションボックス税制の創設は、**G7ではフランス（2001年）、イギリス（2013年）に次ぐ3番目**であり、海外に遜色ない制度で**無形資産投資を後押し**していく。

■：課税所得全体 □：イノベーションボックス税制対象所得



減税措置の実効性を高める「メリハリ付け」

研究開発税制について、**研究開発費が減少している場合**の控除率を段階的に引下げ（①令和8年度、②令和11年度、③令和13年度の3段階で実施）。

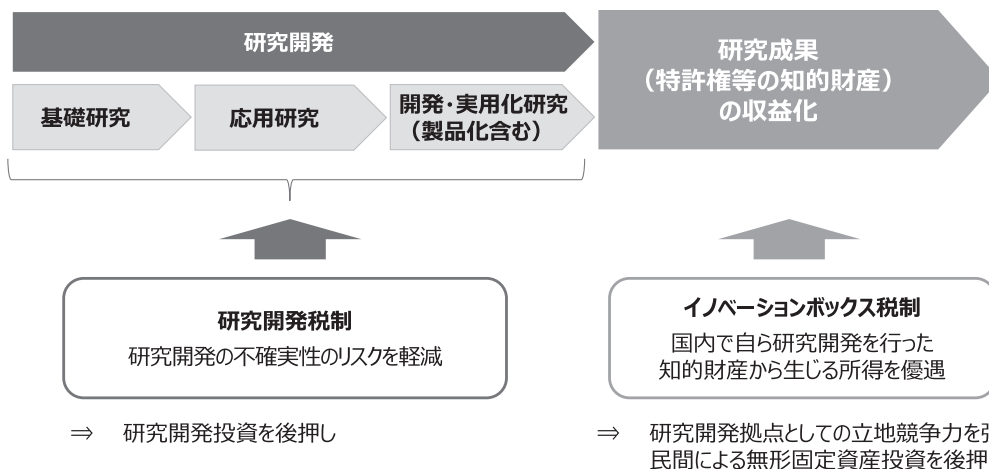


34

研究開発税制とイノベーションボックス税制の関係

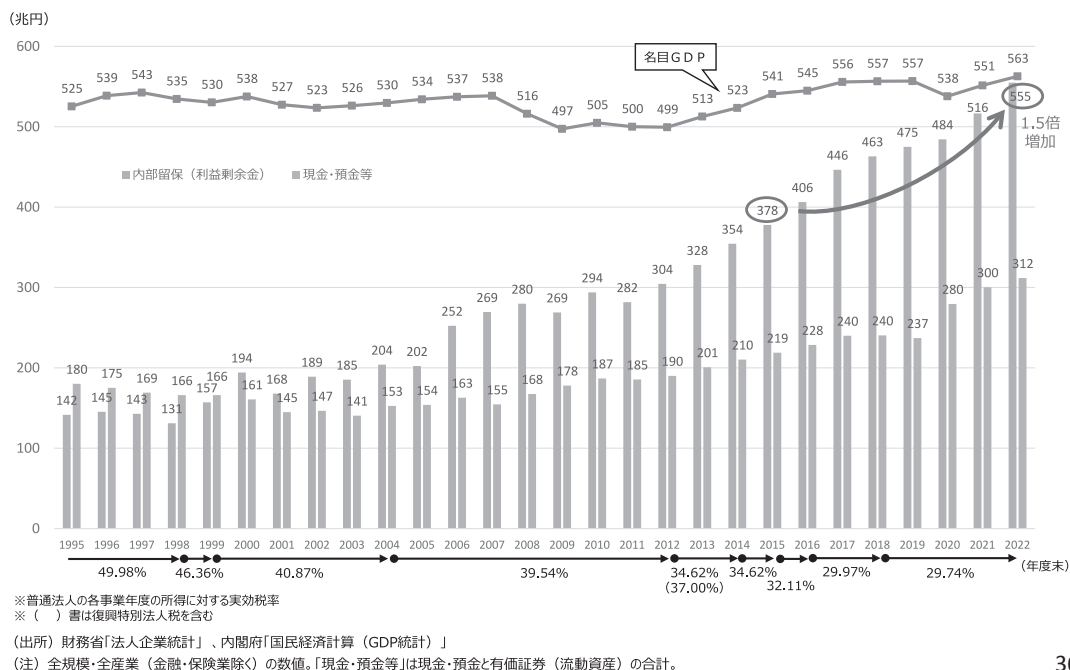
- 研究開発税制は、研究開発の不確実性のリスクを軽減し研究開発投資を促進するもの。
- 一方で、イノベーションボックス税制は、研究開発の成果の収益化の段階に着目し、特許権等の知的財産から生じる所得に対して優遇する制度。

<イメージ図>



35

法人の利益剰余金及び現金・預金等の推移



36

令和 6 年度税制改正大綱（令和 5 年12月14日）（抜粋）

自由民主党
公明党

2. 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進

（4）税制措置の実効性を高める「メリハリ付け」

わが国の法人税率は、これまで約40年間にわたって段階的に引き下げられ、現在の法人税率は、最高時より20%ポイント程度低い23.2%（実効税率ベースでは29.74%）となっている。こうした中で、わが国の法人税収は、足下の企業収益の伸びに比して緩やかな伸びとなっており、法人税の税収力が低下している状況にある。

平成28年度税制改正では、稼ぐ力のある企業の税負担を軽減し、前向きな投資や継続的・積極的な賃上げが可能な体質への転換を促す観点から、法人税率20%台の実現を目指し、平成27年度から平成30年度にかけて実効税率ベースで4.88%の税率引下げが行われることとなった。これにより、企業経営者がマインドを変え、内部留保を活用して投資拡大や賃上げに取り組むことが期待された。

しかしながら、わが国においては、長引くデフレの中で「コストカット型経済」の下で、賃金や国内投資は低迷してきた。賃金水準は実質的に見て30年間横ばいと他の先進国と比べて低迷し、国内設備投資も海外設備投資と比べて大きく伸び悩んできた。その結果、労働の価値、モノの価値、企業の価値で見ても、いわゆる「安いコップン」が指摘されるような事態に陥っている。その一方で、大企業を中心に企業収益が高水準にあったことや、中小企業においても守りの経営が定着していたことなどを背景に、足下、企業の内部留保は555兆円と名目GDPに匹敵する水準まで増加しており、企業が抱える現預金等も300兆円を超える水準に達している。

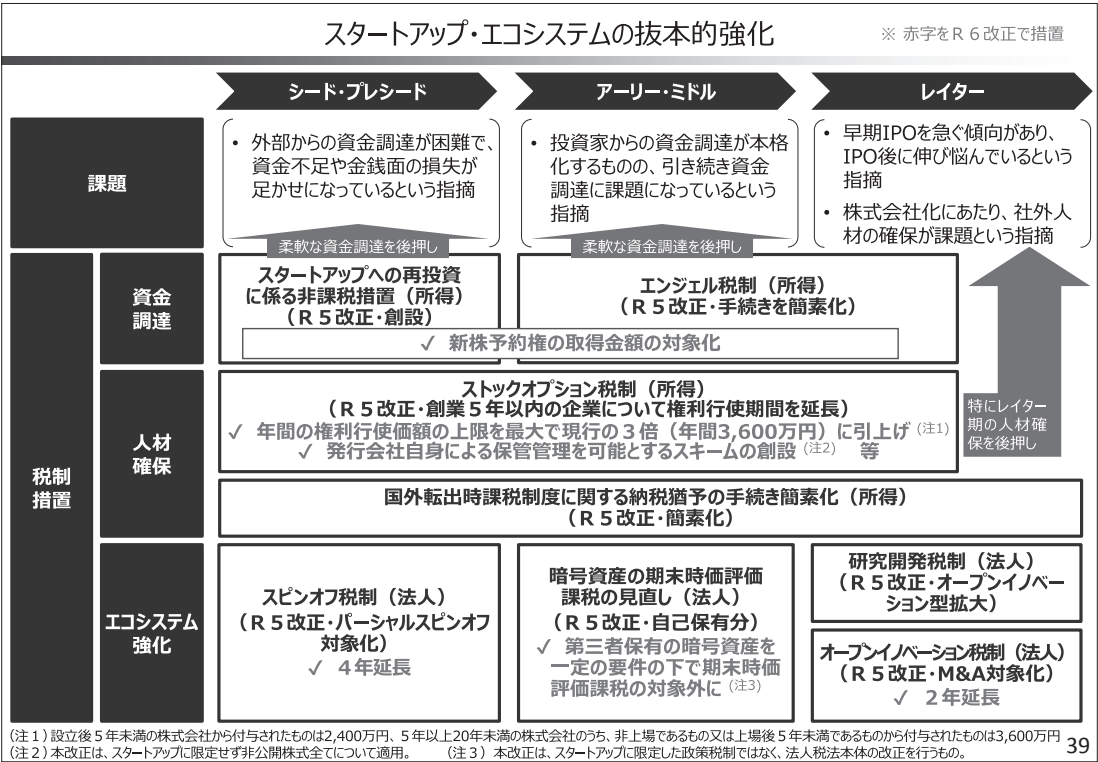
こうした状況に鑑みれば、令和 4 年度税制改正大綱において指摘した通り、近年の累次の法人税改革は意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ない。わが国が、「コストカット型経済」から転換しデフレを完全に脱却するには、企業が収益を現預金等として保有し続けるのではなく、賃金の引上げや前向きな投資、人への投資に積極的に振り向けるなど、供給サイドの構造改革を進め、企業のチャレンジと改革を大胆に後押ししていく必要がある。（中略）

OECD/G20「BEP S 包摂的枠組み」においてまとめられた「第2の柱」の取組みが進み、世界の法人税の引下げに係る「底辺への競争」（Race to the bottom）に一定の歯止めがかかるようになった中、賃上げや投資に消極的な企業に大胆な改革を促し、減税措置の実効性を高める観点からも、レベニュー・ニュートラルの観点からも、今後、法人税率の引上げも視野に入れた検討が必要である。

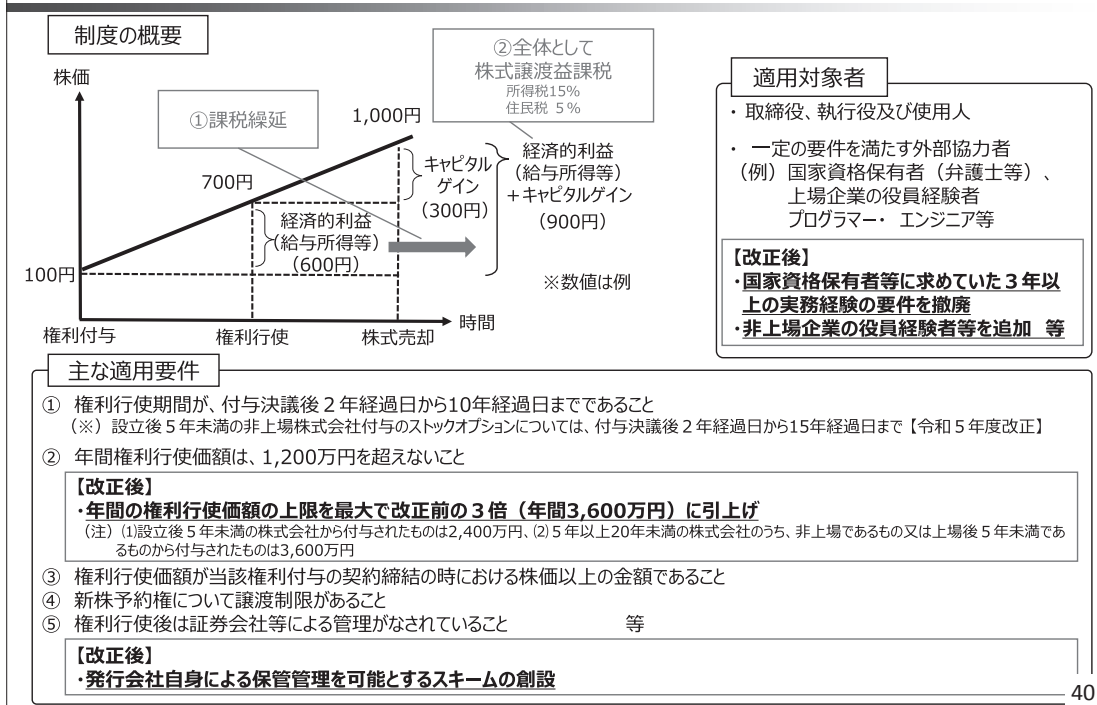
37

6 スタートアップ・エコシステムの抜本的強化

38



適格ストックオプション税制の見直し

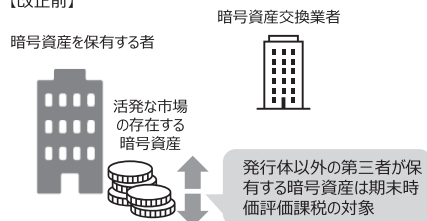


40

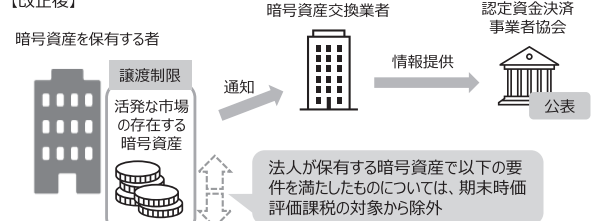
第三者が保有する暗号資産の期末時価評価課税の見直し

- 法人が有する暗号資産のうち、活発な市場が存在するものについては、期末に時価評価することとされ、評価損益は課税対象とされている。令和5年度改正により、自己が発行した暗号資産で一定のものについては、期末時価評価課税の対象外とされた。
- 今般、暗号資産について、当初は主に決済手段としての利用を想定していたところ、利用状況や保有の態様などの実態面の変化があったとかが示されたことを踏まえ、また、利用者保護の観点から移転制限付きの暗号資産の公表制度が整備されることを受け、発行者以外の第三者が継続保有する暗号資産についても、一定の要件の下、期末時価評価課税を不要とする見直しを行う。

【改正前】



【改正後】



【要件】

- 他の者に移転できないようにする技術的措置がとられていること等その暗号資産の譲渡についての一定の制限が付されていること。
- ①の制限が付されていることを認定資金決済事業者協会において公表するため、その暗号資産を有する者等が①の制限が付されている旨の暗号資産交換業者に対する通知等を行っていること。

(参考) 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和5年6月16日閣議決定）【抜粋】

暗号資産に係る税制上の取扱いについて、第三者が短期売買目的以外で暗号資産を継続的に保有する場合、他の暗号資産の保有と区別して取り扱うことが可能かどうか、法令上・会計上の在り方を含め、速やかに検討する。

41

7 子育て支援税制・扶養控除等の見直し

42

子育て支援に関する政策税制について

○ 子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、税制においてこうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要がある。そうした観点から、以下の①から③について、扶養控除等の見直しと併せて行う子育て支援税制として、令和7年度税制改正において以下の方向性で検討し、結論を得る。

○ ただし、①及び②については、現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、**令和6年限りの措置として先行的に対応する**。

① 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行う。具体的には、**新築等の認定住宅については500万円、新築等のZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅については1,000万円の借入限度額の上乗せ措置**を講ずる。

また、子育て世帯においては、住宅取得において駅近等の利便性がより重視されること等を踏まえ、**新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和**する。

東日本大震災の被災者向け措置についても、同様に、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ措置を講ずる。また、新築住宅の床面積要件を緩和する。

なお、所得税額から控除しきれない額については、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

② 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

既存住宅のリフォームに係る特例措置について、子育て世代の居住環境の改善の観点から、**子育て世帯及び若者夫婦世帯が行う一定の子育て対応改修工事を対象**に加える。

③ 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

所得税において、**生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合**には、現行の**4万円の適用限度額**に対して**2万円の上乗せ措置**を講ずることとする。

なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、実際の適用控除額の平均が限度額を大きく下回っている実態を踏まえ、現行の12万円から変更しない。

また、一時払生命保険については、既に資産を一定程度保有している者が利用していると考えられ、万が一のリスクへの備えに対する自助努力への支援という本制度の趣旨と合致しないことから、これを控除の適用対象から除外する。

43

①子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

〔令和 6 年限りの措置として先行的に対応〕

- 現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行う。
- 新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

〔改正前（令和6年・7年入居）〕

新築・買取再販住宅	認定	ZEH	省エネ
借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円



〔改正後（令和6年入居に限る）〕

新築・買取再販住宅		認定	ZEH	省エネ
借入限度額	子育て世帯等	5,000万円	4,500万円	4,000万円
	それ以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

（注） 子育て世帯等：18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者

床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

- ※ 被災地向けの措置についても、上記同様に借入限度額の子育て世帯等への上乗せを行うほか、床面積要件の緩和を継続する。
- ※ 所得税額から控除しきれない額については、改正前と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

44

②子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

〔令和 6 年限りの措置として先行的に対応〕

- 既存住宅のリフォームに係る特例措置（工事費用の相当額の10%を税額控除）について、子育て世帯の居住環境の改善の観点から、子育て世帯等について、一定の子育て対応改修工事を対象に加える。

対象工事		対象工事限度額	最大控除額(対象工事)
耐震		250万円	25万円
バリアフリー		200万円	20万円
省エネ		250万円(350万円)	25万円(35万円)
三世代同居		250万円	25万円
長期優良住宅化	耐震＋省エネ＋耐久性	500万円(600万円)	50万円(60万円)
	耐震or省エネ＋耐久性	250万円(350万円)	25万円(35万円)
子育て〔拡充〕		250万円	25万円

- ※ カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合
- ※ 対象工事の限度額超過分及びその他増築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除



〔子育て対応改修工事〕

- ① 住宅内における子どもの事故を防止するための工事

② 対面式キッチンへの交換工事

③ 開口部の防犯性を高める工事
- ④ 収納設備を増設する工事

⑤ 開口部・界壁・床の防音性を高める工事

⑥ 間取り変更工事（一定のものに限る。）

- ※ 子育て世帯等：18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者
- ※ その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には、本特例は適用しない。

45

③子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充（案）

〔令和7年度税制改正において検討・結論〕

- 所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠について、23歳未満の扶養親族を有する場合に、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せを行う。
- 一時払保険料について適用から除外する適正化を実施する。

〔現行〕

新生命保険料	一般	介護医療	個人年金	合計
適用限度額	4万円	4万円	4万円	12万円



〔拡充案〕

新生命保険料		一般	介護医療	個人年金	合計
適用限度額	子育て世帯	6万円	4万円	4万円	12万円
	それ以外	4万円	4万円	4万円	12万円

（注） 子育て世帯：23歳未満の扶養親族を有する者

「こども未来戦略」（抄）

令和 5 年12月22日
閣 議 決 定

Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

１．ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

（１）児童手当の抜本的拡充 ～全てのこどもの育ちを支える制度へ～

- 児童手当については、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化する。このため、所得制限を撤廃し、全員を本則給付とともに、支給期間について高校生年代まで延長する（注）。
児童手当の多子加算については、子ども３人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、子ども３人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第３子以降３万円とする。
これら、児童手当の抜本的拡充のための所要の法案を次期通常国会に提出し、2024年10月から実施する。その際、児童手当の支払月を年３回から、隔月（偶数月）の年６回とする児童手当法（昭和46年法律第73号）の改正を併せて行い、拡充後の初回の支給を2024年12月とする。

（注） 中学生までの取扱いとのバランス等を踏まえた高校生の扶養控除との関係の整理については、「令和 6 年度税制改正の大綱」（令和 5 年12月22日閣議決定）による。

Ⅲ－２．「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保

（財源の基本骨格）

- ① 財源については、国民的な理解が重要である。既定予算の最大限の活用等を行うほか、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それによって得られる公費節減の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用する。歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないこととする。
「加速化プランの実施が完了する2028年度までに、②の既定予算の最大限の活用等、③の歳出改革による公費節減及び支援金制度の構築により、3.6兆円程度の安定財源を確保する。
なお、消費税など子ども・子育て関連予算充実のための財源確保を目的とした増税は行わない。

令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）（抜粋）

Ⅱ 扶養控除等の見直し

児童手当については、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長されることとなる。

これを踏まえ、**16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分（国税38万円、地方税33万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す。**

さらに、扶養控除の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化することで、所得税又は個人住民税におけるこれらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないよう、当該制度等の所管府省において適切な措置を講じるとともに、独自に事業を実施している地方公共団体においても適切な措置が講じられるようにする必要がある。

具体的には、各府省庁において、今回の扶養控除の見直しにより影響を受ける所管制度等を網羅的に把握し、課税総所得金額や税額等が変化することによる各制度上の不利益が生じないよう適切な対応を行うとともに、各地方公共団体において独自に実施している事業についても同様に適切な対応を行うよう周知するなど所要の対応を行う必要がある。

扶養控除の見直しについては、令和7年度税制改正において、これらの状況等を確認することを前提に、令和6年10月からの児童手当の支給期間の延長が満年度化した後の令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について結論を得る。

ひとり親控除について、とりわけ困難な境遇に置かれているひとり親の自立支援を進める観点から、対象となるひとり親の所得要件について、現行の合計所得金額500万円以下を1,000万円以下に引き上げる。

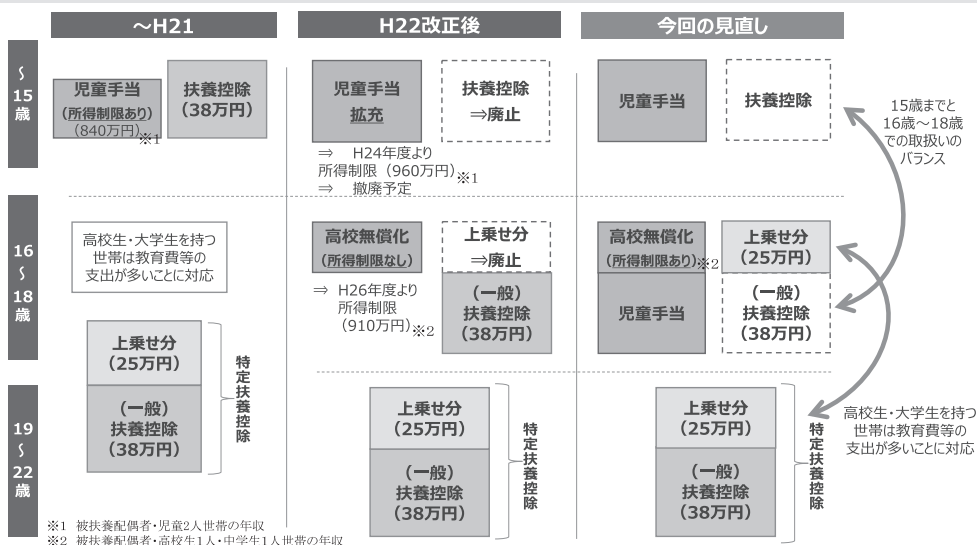
また、ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の35万円を38万円に引き上げる。合わせて、個人住民税の控除額について、現行の30万円を33万円に引き上げる。

こうした見直しについて、令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について扶養控除の見直しと合わせて結論を得る。

48

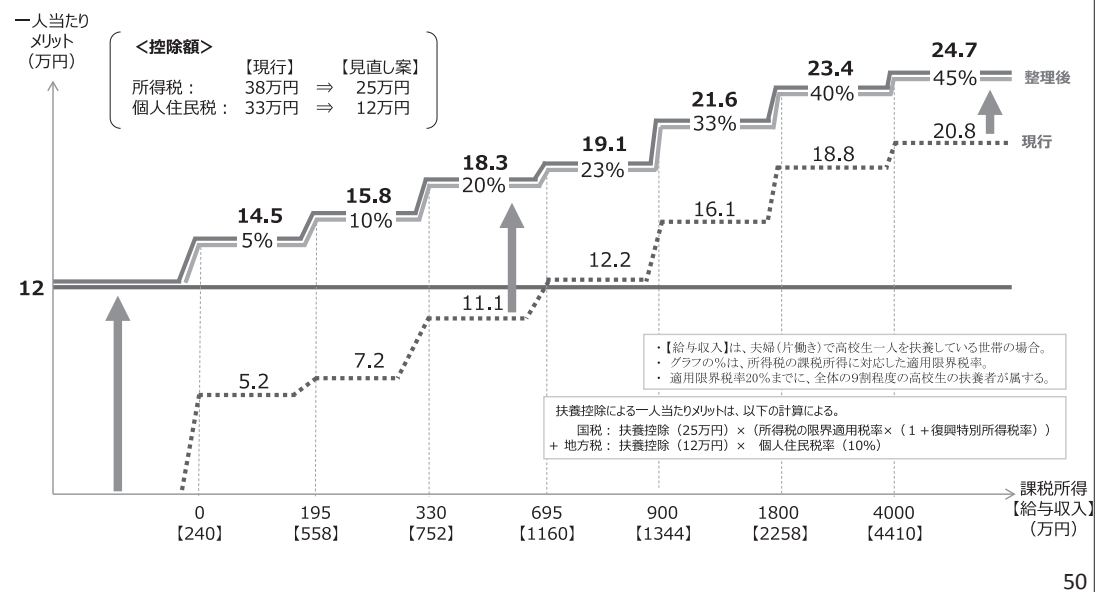
「扶養控除」の見直しのイメージ 【令和7年度税制改正において結論を得る】

- 16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分（国税38万円、地方税33万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）を復元する。
- 高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図る。 【令和8年分から適用開始】



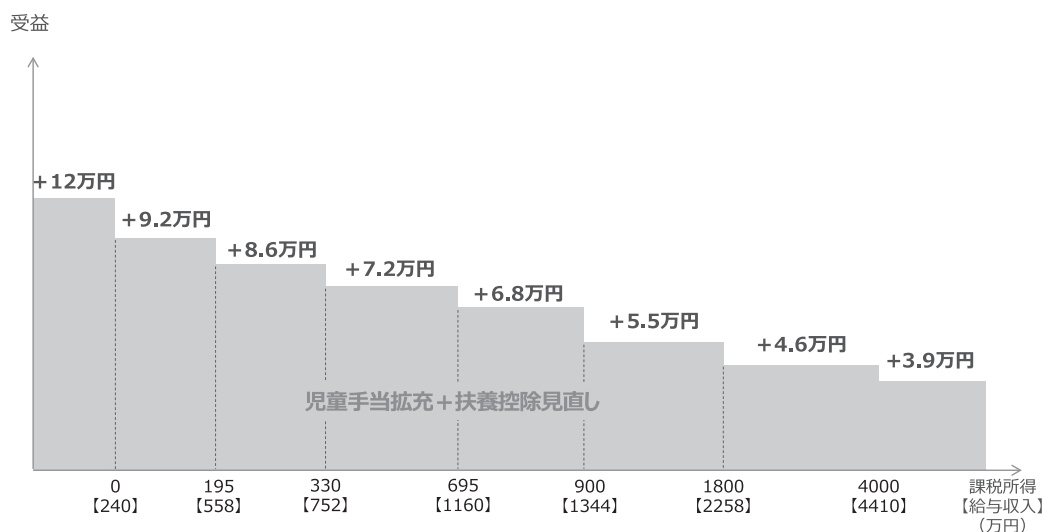
49

「扶養控除」の見直しのイメージ 〔令和7年度税制改正において結論を得る〕



児童手当の拡充と扶養控除見直しによる受益のイメージ

〔令和7年度税制改正において結論を得る〕



「ひとり親控除」の拡充（案）

〔令和7年度税制改正において結論を得る〕

- ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、配偶者控除と同様の負担軽減を図る観点から、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の35万円を38万円に引き上げる。
- 同時に、ひとり親の就労や収入増加に対する税制の中立性を確保する観点から、ひとり親控除の所得要件について、現行の合計所得金額500万円以下を1,000万円以下に引き上げる。
〔令和8年分から適用開始〕

【制度の概要】

納税者が「ひとり親」に該当する場合には、「ひとり親控除」として所得控除ができる。

【控除額】

（現行）35万円 ⇒ （拡充案）38万円

【「ひとり親」の要件】

- ① 次のいずれかに該当すること
 - ・現に婚姻をしていない者
 - ・配偶者の生死の明らかでない者
- ② 生計を一にする子^{（注1）}を有すること
- ③ （現行）合計所得金額500万円以下 ⇒ （拡充案）合計所得金額1,000万円以下
- ④ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者^{（注2）}がいないこと

（注1） 総所得金額等が48万円以下であり、他の者の扶養親族又は同一生計配偶者とされていない子

（注2） 住民票の続柄の「夫（未届）」「妻（未届）」の記載で判別

52

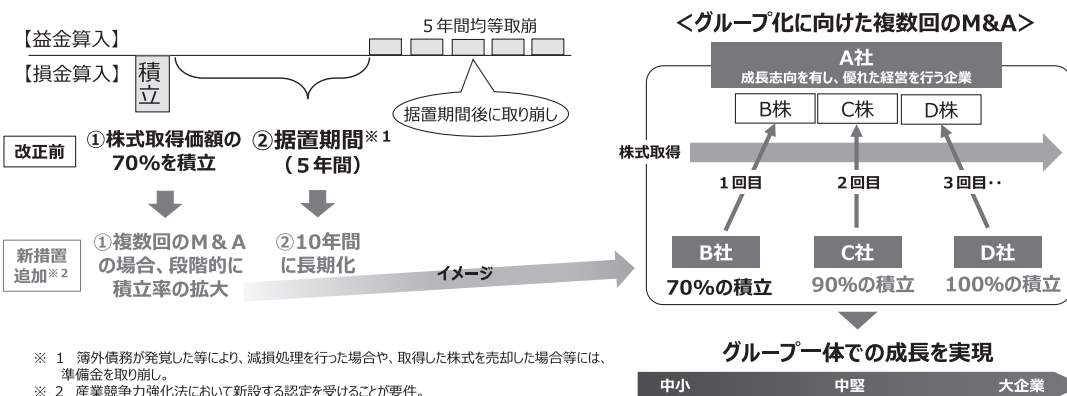
8 地域・中小企業の活性化

53

中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充

- 中小企業事業再編投資損失準備金制度は、M & Aに関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、株式譲渡によるM & Aを行う場合に、株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積立てたときは、当該積立金額を損金算入可能とするもの。
- 今般、成長意欲のある中堅・中小企業が、複数の中小企業を子会社化し、グループ一体となって成長していくことを後押しするため、複数回のM & Aを実施する場合には、積立率を改正前の70%から、2回目には90%、3回目以降は100%に拡充し、据置期間を改正前の5年から10年に延長する措置を講ずることとする。これにより、中小企業の従業員の雇用を確保しつつ、成長分野への円滑な労働移動を確保する。

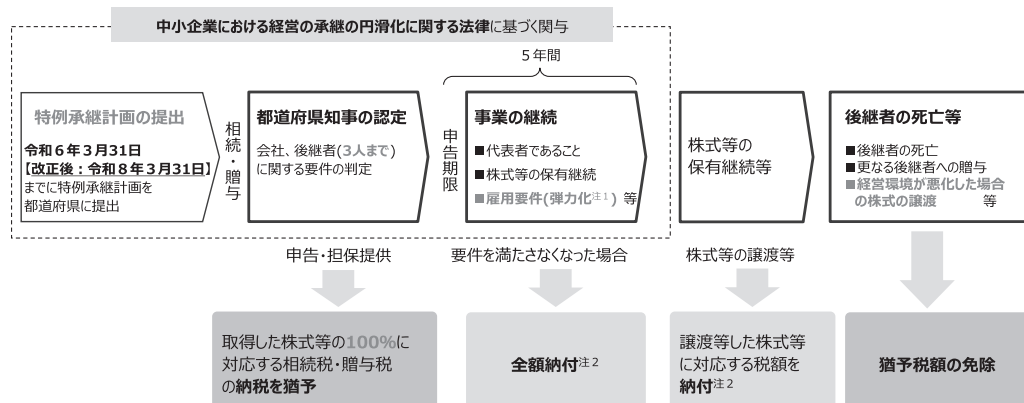
＜改正後（計画の認定期限：令和9年3月31日まで延長）＞



54

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予（法人版 事業承継税制）

- 中小企業の経営者の死亡に伴う株式の分散の防止や相続時の税負担に対応することで、事業承継の円滑化を通じた雇用の確保、地域経済活力の維持や生前贈与による事業承継を促進する観点から、中小企業の先代経営者から後継者がその会社の非上場株式等を相続・贈与により取得した場合には、その非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税を猶予（後継者の死亡等の場合に免除）



55

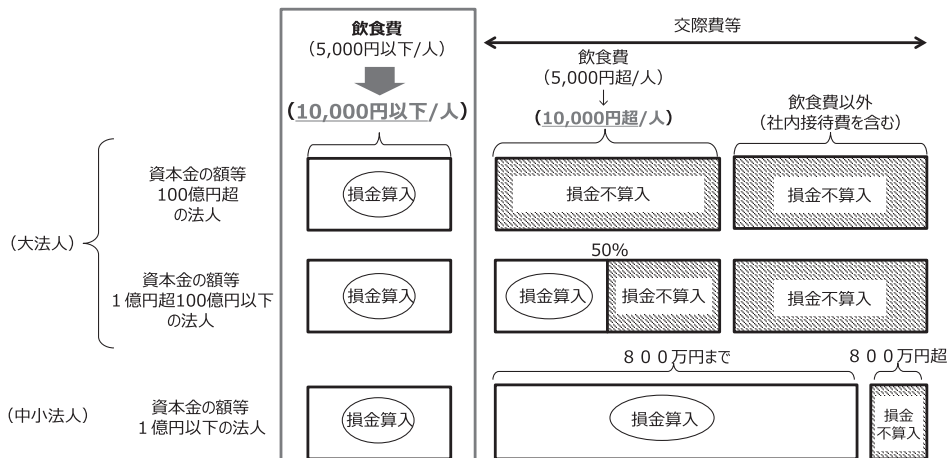
法人版事業承継税制における一般措置と特例措置の要件一覧

事業承継税制の要件		
【一般措置】 適用期限：なし		【特例措置】 適用期限：H30～R9 末までの10年間限り
対象株数	総株式数の最大 3分の2まで	全株式
納税猶予割合	贈与：100% 相続：80%	100%
承継人数	1人	最大3人
雇用確保要件	承継後5年間 平均8割の雇用維持	弾力化 (平均8割を満たさない場合也可)
その他	—	特例承継計画の提出期限 ：令和6年3月末 ⇒【改正後】令和8年3月末

56

交際費等から除外される飲食費に係る見直し

- 交際費等は損金不算入とされているが、平成18年度税制改正により、会議費相当とされる一人5,000円以下の飲食費は交際費等の範囲から除外され、全額損金算入されている。
- 今般、会議費の実態等を踏まえ、5,000円以下とされていた飲食費の金額基準について、10,000円以下まで引き上げる。
(注) 令和6年4月1日以後に支出する飲食費から適用
- 接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例については適用期限を3年延長する。



57

9 国際課税

58

非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備等

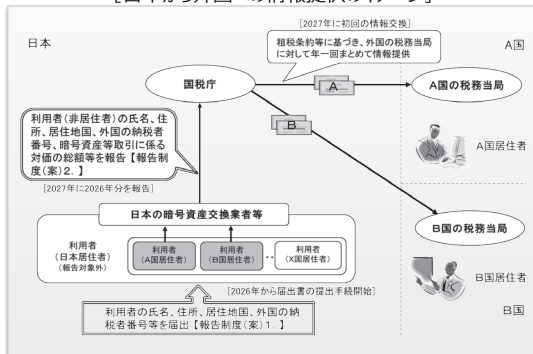
「OECD、G20での議論」

- 暗号資産等を利用した脱税等のリスクが顕在化したことを受け、2022年、OECDは、各国の税務当局が自国の暗号資産交換業者等から報告される非居住者の暗号資産等取引情報を租税条約等に基づいて税務当局間で自動的に交換するための国際基準（Crypto-Asset Reporting Framework;「CARF」）を策定し、承認・公表。
- 2023年、G20首脳宣言が、「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム（「GF」）；171か国が参加するOECDの関連組織」に対し、2027年の情報交換開始を原則とするCARF実施スケジュールの検討を要請。

「上記議論を受けた日本の対応」

- 暗号資産交換業者等による、非居住者の暗号資産等取引情報の報告制度を整備する。
- 暗号資産交換業者等の準備期間を考慮し、2024年立法→2026年施行→2027年情報交換開始（2026年分の取引情報）のスケジュールとする。

「日本から外国への情報提供のイメージ」



【報告制度】

1. 暗号資産等取引実施者は、その者の居住地国等の情報を記載した届出書を暗号資産交換業者等に提出
2. 暗号資産交換業者等は、一定の条約相手国を居住地国とする暗号資産等取引実施者の取引情報を国税庁に報告
3. 報告制度の実効性を確保するため、以下の事項を整備
 - (1) 暗号資産等取引実施者の居住地国の特定に関する記録の作成・保存義務
 - (2) 暗号資産交換業者等の報告に関する調査のための質問検査権
 - (3) 報告事項の提供回避を主たる目的とする行為等に対する特例
 - (4) 罰則（届出書の不提出、暗号資産交換業者等の不報告、調査に係る検査忌避等）
4. 令和8年（2026年）1月1日から適用

（注）暗号資産交換業者等から報告を受けた情報は、租税条約等の情報交換に係る規定及び租税条約等実施特例法の規定に基づき、条約相手国に提供。

59

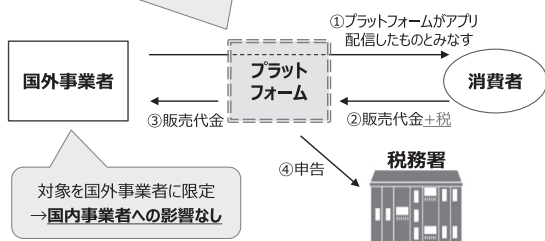
10 プラットフォーム課税

60

国境を越えたデジタルサービスに係るプラットフォーム課税の導入

- 内外のイコールフットリングや課税の公平性を確保する観点から、既に世界の多くの国で導入されている制度である「**プラットフォーム課税**」を日本においても導入する。
 - 本制度の対象となったプラットフォーム事業者は、プラットフォームを介して国外事業者が行うデジタルサービス（消費者向けの電気通信利用役務の提供）について、プラットフォーム事業者自身が提供したものとみなされ、そのデジタルサービスに係る消費税について、**国外事業者に代わり納税義務が課されることとなる**。
 - その上で、本制度が執行管轄権の及ばない国外事業者に対する適正な課税を念頭に置いたものであることや、税務当局の目の行き届く国内事業者に与える影響等を考慮し、**本制度の対象を国外事業者が国内向けに行うデジタルサービスに限ることとする**（リバースチャージの対象となる事業者向け電気通信利用役務の提供は対象外）。
 - また、本制度の対象となるプラットフォーム事業者には高い税務コンプライアンスや事務処理能力が求められること等を考慮し、**国外事業者が自身のプラットフォームを介して行うデジタルサービスの取引高が50億円を超えるプラットフォーム事業者を対象とする**。
- （注）令和 7 年 4 月 1 日から適用。

対象を国外事業者によるデジタルサービスの取引高が50億円超のP Fに限定
→本基準により、**国外事業者が行うデジタルサービスの大半が対象になると見込まれる**とともに、高い税務コンプライアンスにより、**適正な課税の確保が見込まれる**



（参考）諸外国における P F 課税の導入状況

- PF課税 導入の有無が確認できた 85 か国中
- 導入済み（全事業者対象） … 63 か国（74%）
 - 導入済み（国外事業者のみ対象） … 19 か国（22%）
 - 未導入 … 3 か国（4%）



※各プラットフォームの公表情報により確認（白抜きの国は未確認）

61

11 外国人旅行者向け免税制度

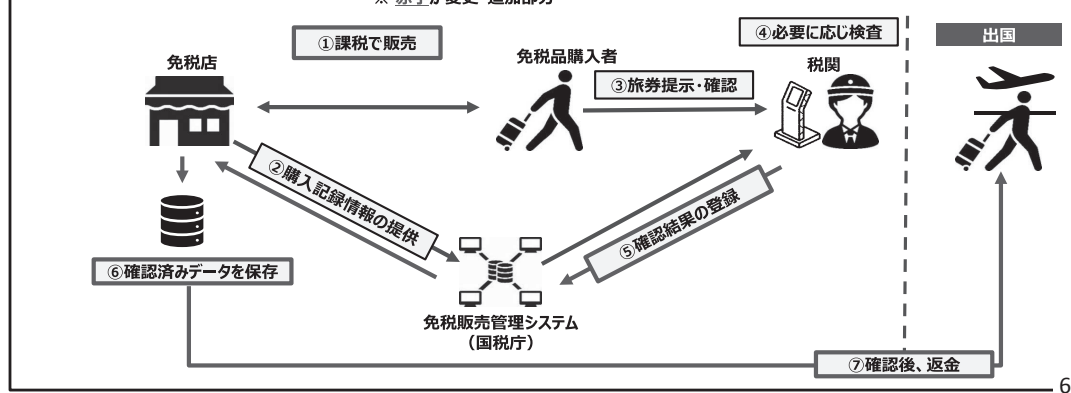
62

外国人旅行者向け免税制度の抜本的見直しの方向性

- 外国人旅行者向け免税制度は、免税店の拡大と外国人旅行者の利便性の向上を図ることによって、インバウンド消費拡大の重要な政策ツールとなってきた。
- 他方で、免税品の横流し等の不正事例は後を絶たず、出国時に捕捉して即時徴収を行ってもその多くは滞納となっており、制度の不正利用は看過できない状況。また、免税店にとっても税務リスクを抱えながら免税販売を行うことが業務負担となっている。
- こうした実態を踏まえ、早急に制度の抜本的な見直しを行う必要がある。具体的には、出国時に購入品の持ち出しが確認できた場合に免税販売が成立し、免税店が確認後に消費税相当額を返金する制度（下図）に見直す。
- 検討にあたっては、旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減、空港での混雑防止等にも十分留意することとし、令和7年度税制改正プロセスにおいて結論を得ることを目指す。

持ち出し確認方式 具体的フロー（案）

※ 赤字が変更・追加部分



63

12 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

64

令和 6 年度税制改正の大綱（令和 5 年12月22日閣議決定）（抜粋）

Ⅲ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、令和 5 年度税制改正大綱に則って取り組む。なお、**たばこ税については、加熱式たばこと紙巻たばこの間で税負担の不公平が生じている。同種・同等のものには同様の負担を求める消費課税の基本的考え方に沿って税負担差を解消することとし、この課税の適正化による増収を防衛財源に活用する。その上で、国税のたばこ税率を引き上げることとし、課税の適正化による増収と合わせ、3 円／1 本相当の財源を確保することとする。**

あわせて、令和 5 年度税制改正大綱及び上記の基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずる趣旨を**令和 6 年度の税制改正に関する法律の附則において明らかにするものとする。**

（参考）令和 5 年度税制改正の大綱（令和 4 年12月23日閣議決定）（抜粋）

Ⅱ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保する。税制部分については、令和 9 年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和 9 年度において、1 兆円強を確保する。具体的には、法人税、所得税及びたばこ税について、以下の措置を講ずる。

① 法人税

法人税額に対し、税率 4～4.5%の新たな付加税を課す。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除することとする。

② 所得税

所得税額に対し、当分の間、税率 1%の新たな付加税を課す。現下の家計を取り巻く状況に配慮し、復興特別所得税の税率を 1%引き下げるとともに、課税期間を延長する。延長期間は、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとする。

廃炉、特定復興再生拠点区域の整備、特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた具体的な取組みや福島国際研究教育機構の構築など息の長い取組みをしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保することとする。

③ たばこ税

3 円／1 本相当の引上げを、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施する。以上の措置の施行時期は、令和 6 年以降の適切な時期とする。

65

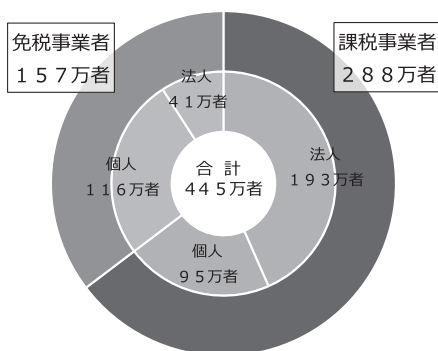
13 インボイス制度

66

インボイス発行事業者の登録状況等

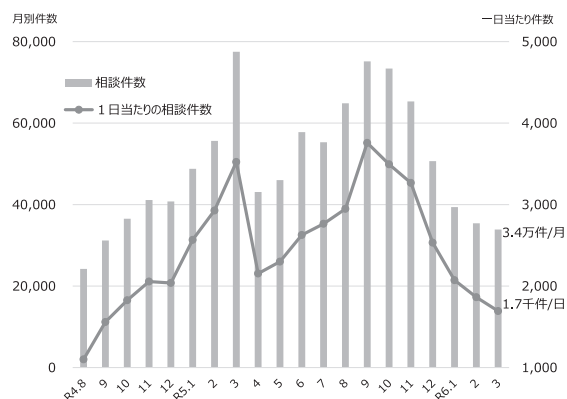
- 令和6年3月末時点での**インボイス発行事業者の登録数は約445万者**（内 課税事業者：約288万者、免税事業者：約157万者）。**インボイス制度開始以降も約46万者から登録申請**がなされており（令和6年3月末時点）、引き続き、登録要否の相談対応等、事業者の立場に立って、柔軟かつ丁寧に対応していく。
- インボイスコールセンターでは、**足元で3.4万件／月の電話相談**に対応。相談内容としては、小規模事業者に係る税額控除の特例（2割特例）といった**経過措置に関わる相談**や、インボイスをどのような場面でどのような形式によって交付すればよいかといった**実務的な相談が多くなっている**。

インボイス発行事業者の登録状況（令和6年3月末時点）



（注）四捨五入の関係で合計と内訳の計は必ずしも一致しない。

「インボイスコールセンター」の相談件数の推移



（注）インボイス制度に関する相談に限る。

67

インボイス制度への対応におけるデジタル活用例

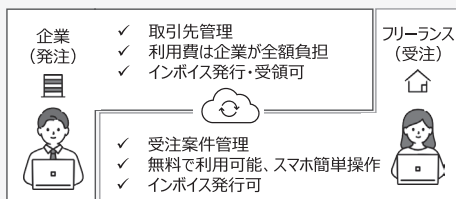
- **AI-OCR等を活用したクラウドサービス**を利用することで、**インボイスの発行・受領双方の対応を、安価かつ効率的に実施**することが可能。また、主に発注元である小規模事業者の事務負担を更に軽減可能なサービスとして、発注元が手配したサービス上で、受注側もその発注元に対して無料でインボイス発行が可能となるサービスも存在。
- さらに、**デジタルインボイスの国際標準（Peppol）**に準拠したシステムの活用が進むことで、インボイスの受授・取り込みの完全自動化を起点としてバックオフィス業務全体の効率化が可能（Peppolに対応したサービスは既に販売済）。

発行時のサービス例

スマホ上でインボイスを**手軽に作成・メール送信**
(無料でも可能)



発注元が契約したサービス上でインボイスを発行



受領時のサービス例

「**AI-OCRによる読取＋国税庁公表サイトとの自動連携**」での読取結果をチェック・補正するだけでインボイス対応可能



- ✓ AI-OCRが読取情報を抽出・提案（仕訳も自動作成）
- ✓ API連携で登録番号の有効性を確認

インボイス対応を契機としてバックオフィス業務全体の効率化にもつながるサービスの提供が徐々に拡大中

買手向けサービス

受領した請求書を一元管理し、決済までの事務作業を連携させることでシームレスにデジタル完結

効果は売手にも

ZEDI等を活用して請求情報も連携させれば、売掛金の入金・消込もデジタル完結させることが可能になる

68

インボイスに関する相談窓口の一覧

対面でのご相談にも対応しています

申告書作成について相談したい

経営について色々相談したい

どんな補助金を利用できるか知りたい

記録方法について教えてほしい

取引先からの不当な要求について相談したい

インボイス制度
ご不明点はありませんか？

お近くの
税務署 青色申告会
よろず支援拠点／商工会・商工会議所

にご連絡ください。
(一部、会費の方向けの窓口もあります。)

□ 制度のキホン以外にも聞きたいことがある！という場合にもご要望に応じたオスめの窓口があります。

□ どこに連絡したらよいか分からない...という方もご連絡ください。その際には、ご要望に応じた適切な窓口をご案内いたします。

□ ご相談内容に応じて、別の窓口へご案内することがありますが、最初にご相談のあった窓口で訪問予約方法のご案内をいたします。

次頁もあります。ご連絡する際にご確認ください。

国税庁 (中小企業庁) 公正取引委員会

インボイス制度のキホンだけでなくこんなことも相談したいときのオスめ窓口

税金全般や申告書の作成方法について相談したい
➡ **税務署**

帳簿の作成方法について相談したい
➡ **青色申告会**

経営に関する相談をしたい
例：どんな事業者支援があるのか知りたい
➡ **よろず支援拠点 商工会・商工会議所**

※ 会費の方向けの窓口となります。

制度のキホンや相談先を聞きたいという方はこちら

インボイスコールセンター
0120-205-553
(フリーダイヤル：無料)
【受付時間】9:00～17:00 (土日祝除く)

免税事業者の方はこちらも！
税理士無料オンライン相談案内実施中

中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口
0570-028-045 (ナビダイヤル)
045-330-1365 (一斉電話)
【受付時間】9:00～17:00 (土日祝除く)

インボイス制度に関連してこんなことも
対面もOK!

独占禁止法・下請法に関する内容を相談したい
公正取引委員会事務総局
03-3581-3375 (直通)
【受付時間】10:00～17:00 (土日祝除く)

取引上のトラブルを相談したい
例：代金未払、滞り、買いたたき
下請けこみ寺
0120-418-618
(フリーダイヤル：無料)
【受付時間】9:00～12:00 / 13:00～17:00 (土日祝除く)

各窓口の所在地や連絡先の検索はこちら

69

制度の定着に向けた取組

令和5年8月25日開催 第3回
関係府省庁会議 国税庁資料

インボイス制度後の税務調査の運用について

- これまでも、保存書類の軽微な記載不備を目的とした調査は実施していない。
- 従来から、大口・悪質な不正計算が想定されるなど、調査必要度の高い納税者を対象に重点的に実施。
- 仮に、調査等の過程で、インボイスの記載事項の不足等の軽微なミスを把握しても、
- インボイスに必要な記載事項を他の書類等※で確認する、
※ 相互に関連が明確な複数の書類を合わせて一のインボイスとすることが可能。
 - 修正インボイスを交付することにより事業者間でその不足等を改める、といった対応を行う。
- まずは制度の定着を図ることが重要であり、柔軟に対応していく。

70

さいごに

ご清聴ありがとうございました。

財務省では、税に対する理解をさらに深めていただくため、様々な取組を行っております。

税制メールマガジン

税制の最新動向や主税局職員によるコラムなどのコンテンツを配信しています。ぜひご登録ください。



税制に関するパンフレット・動画



うんこドリル×財務省主税局

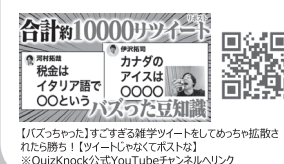


※財務省HPにて「冊子」と「ゲーム」公開中

学習まんが「税金のひみつ」



QuizKnock×財務省主税局



71